

平成 29（2017）年度
第 3 次枚方市男女共同参画計画
アクションプログラム進捗状況

平成 30（2018）年 11 月
枚 方 市

も く じ

もくじ	1
I アクションプログラムの概要	2
II アクションプログラム	
平成29（2017）年度の取り組みについて	4
第3次枚方市男女共同参画計画の目標の推進状況と指標の推移	5
平成29（2017）年度に取り組んだ内容	10
<u>基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革</u>	
基本方向（1）男女共同参画への理解の促進	10
基本方向（2）子どもの頃からの男女共同参画の推進	12
基本方向（3）男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの向上	19
<u>基本目標2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶</u>	
基本方向（1）男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくり	20
基本方向（2）暴力の予防に向けた子どもの頃からの啓発の推進	22
基本方向（3）被害者支援体制の充実	26
<u>基本目標3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり</u>	
基本方向（1）子育てと介護への支援	30
基本方向（2）就業、起業、再就業への支援	38
基本方向（3）雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保	41
基本方向（4）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への理解の促進	42
<u>基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり</u>	
基本方向（1）生涯を通じた男女の健康保持と増進への支援	43
基本方向（2）ひとり親家庭等への支援	49
基本方向（3）高齢者、障害者、外国人住民等への支援	56
基本方向（4）男女共同参画の視点に立った防災など地域活動の推進	60
<u>基本目標5 男女共同参画を推進する体制の整備</u>	
基本方向（1）政策及び方針決定過程における男女共同参画の推進	61
基本方向（2）男女共同参画の視点に立った施策展開	63
基本方向（3）関係機関や市民団体等との連携強化	64
基本方向（4）意見等の申出及び人権侵害相談体制の充実	65
枚方市男女共同参画推進審議会の意見	66

I アクションプログラムの概要

1. アクションプログラムの位置づけ

すべての市民が、性別¹にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき男女共同参画社会の実現に向けて、第3次枚方市男女共同参画計画を推進するため、具体的な取り組みをアクションプログラム（実施計画）として定め、計画的な展開を図りました。

アクションプログラムでは、計画の取り組み体系に基づき、5つの基本目標と18の基本方向のもと、市の取り組み内容をまとめています。

2. アクションプログラムの期間

第3次枚方市男女共同参画計画の計画期間である、平成28（2016）年度から平成37（2025）年度の10年間に於いて、前期5年（平成28（2016）年度～平成32（2020）年度）と、後期5年（平成33（2021）年度～平成37（2025）年度）に分けて策定しました。なお、取り組み内容に変更が生じた場合は、見直しを行います。

年度	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	H34年度 (2022)	H35年度 (2023)	H36年度 (2024)	H37年度 (2025)
第3次枚方市男女共同参画計画										
第3次枚方市男女共同参画計画アクションプログラム										

3. 進行管理

男女共同参画の視点に立った施策を着実に展開するため、年度ごとに取り組み状況を集約し、市長の附属機関である「枚方市男女共同参画推進審議会」、庁内体制として「枚方市男女共同参画推進本部」において、進行管理を行います。その結果については、ホームページ等で公表します。

¹ 第3次枚方市男女共同参画計画で使用する「性別」は、多様な性を包含した意味で使用する。

4. 計画の体系

男女共同参画社会の実現に向けた本計画の基本理念			
すべての市民に関わる課題としてとらえること	一人ひとりが、自ら、さまざまな選択ができること	あらゆる人権侵害を許さないこと	仕事と生活の調和の実現を図ること

基本目標	基本方向
基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革	・(1) 男女共同参画への理解の促進 ・(2) 子どもの頃からの男女共同参画の推進 ・(3) 男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの向上
基本目標2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶	・(1) 男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくり ・(2) 暴力の予防に向けた子どもの頃からの啓発の推進 ・(3) 被害者支援体制の充実
基本目標3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり	・(1) 子育てと介護への支援 ・(2) 就業、起業、再就業への支援 ・(3) 雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保 ・(4) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)への理解の促進
基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり	・(1) 生涯を通じた男女の健康保持と増進への支援 ・(2) ひとり親家庭等への支援 ・(3) 高齢者、障害者、外国人住民等への支援 ・(4) 男女共同参画の視点に立った防災など地域活動の推進
基本目標5 男女共同参画を推進する体制の整備	・(1) 政策及び方針決定過程における男女共同参画の推進 ・(2) 男女共同参画の視点に立った施策展開 ・(3) 関係機関や市民団体等との連携強化 ・(4) 意見等の申出及び人権侵害相談体制の充実

Ⅱ アクションプログラム

平成 29（2017）年度の取り組みについて

本市では、性別にかかわらず、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、枚方市男女共同参画推進条例に基づいた平成 28 年度を始期とする第 3 次枚方市男女共同参画計画を策定し、年度ごとに取り組み内容の確認、点検を行い、進捗状況を公表しています。

計画の 2 年目となる平成 29（2017）年度については、女性の活躍推進を図る上で最も重要となる男性の意識改革に向けた取り組みや、性の多様性の理解促進に向けた取り組みに着目し、効果的な施策について実施、検討を行いました。男性にも男女共同参画の本市の拠点施設である男女共生フロア・ウィルの啓発講座に参加していただくために、枚方市駅直結の利便性を生かし、仕事帰りに参加できる夜間開催の講座や DVD 上映会を実施したほか、男性講師による子育て講座を土曜日に開催しました。性の多様性の理解促進については、LGBT²に関するパネル展と合わせ、関連図書コーナーを設置したほか、当事者によるミニ講座や映画上映会を実施し、性のあり方に困難を感じる人が身近にいることを知る機会としました。また、本市職員を対象にした研修（人権擁護推進本部研修、男女共同参画推進本部研修）を実施し、行政職員として必要な知識や市民対応のあり方について学びました。今後更なる取り組みを行い、性別、性自認、性的指向に関わりなく誰もが生きやすい社会づくりに努めます。

配偶者等からの暴力（DV）の支援については、本市の DV 専門相談窓口である枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」において各関係機関と連携し実施しました。平成 29

（2017）年度は延べ 1,384 件の相談があり、前年度に比べて約 13%減少しているものの、一時保護所への移送件数や各種証明書等の発行などの保護・自立支援件数は変わらず、面接相談件数も横ばいです。今後も引き続き、市民に身近な相談窓口として被害者支援に努めます。

また、DV を含む暴力の予防に向けた子どもの頃からの啓発として、平成 26（2014）年度より実施している DV 予防教育プログラムを小学校 7 校で行ったほか、中学校でも試行的にデート DV 予防教育プログラムを 1 校で実施しました。今後は中学校でのプログラムの実施拡大を目指します。

今後もすべての市民が互いに人権を尊重し合い、責任を分かち合い、さまざまな選択が性別によって制限されることのない豊かな社会の実現を目指し、取り組みを進めていきます。

² Lesbian（レズビアン）：女性の同性愛者、Gay（ゲイ）：男性の同性愛者、Bisexual（バイセクシュアル）：両性愛者、Transgender（トランスジェンダー）：体の性と心の性が不一致の人、これらの頭文字をとった言葉。性的少数者の総称の一つ。

第3次枚方市男女共同参画計画の目標の推進状況と指標の推移

- 基本目標ごとに、その推進状況を数値で客観的に把握するために指標を設定しました。
数値は、「男女共同参画にかかる市民アンケート調査」と枚方市総合計画の施策指標等のデータから収集しました。
- 市民アンケート調査実施年度：平成26（2014）年度

※平成32（2020）年度が目標の最終年度であるため、具体的な目標値が示されているものは数値で、目指すべき方向は「増加」、「減少」と示す。
市の施策評価で目標値が示されているものについては数値も合わせて掲示。

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革		出典	平成26(2014)年度 前期策定時数値	平成31(2019)年度 後期策定時数値	平成32年度 (2020) 目標
指標1	男女の平等感 ■社会全体で男女が平等であると思う人の割合	平成26(2014)年度実施 市民アンケート(一般)	女性 8.7% 男性 21.7%		増加
指標2 ①	固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合 ■「男は仕事、女は家庭」という考えに「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人の割合	平成26(2014)年度実施 市民アンケート(一般)	女性 56.0% 男性 45.6%		増加
指標2 ②	■「子どもが小さいうちは、母親は仕事をしないで、子どもの世話をしたほうがよい」という考えに「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人の割合	平成26(2014)年度実施 市民アンケート(一般)	女性 23.9% 男性 18.9%		増加
指標2 ③	■料理、掃除、洗濯などの家事を「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える人の割合	平成26(2014)年度実施 市民アンケート(学生)	＜小学生＞ 女子 59.6% 男子 50.8% ＜中学生＞ 女子 63.9% 男子 54.3% ＜高校生＞ 女子 78.9% 男子 57.5% ＜大学生＞ 女性 86.2% 男性 64.8%		増加
指標2 ④	■子どもが小さいときの子育てを「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える人の割合	平成26(2014)年度実施 市民アンケート(学生)	＜小学生＞ 女子 63.2% 男子 56.1% ＜中学生＞ 女子 72.2% 男子 61.5% ＜高校生＞ 女子 83.1% 男子 66.5% ＜大学生＞ 女性 87.2% 男性 73.6%		増加
指標2 ⑤	固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合 ■お金を稼ぐ仕事を「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える人の割合	平成26(2014)年度実施 市民アンケート(学生)	＜小学生＞ 女子 47.1% 男子 35.2% ＜中学生＞ 女子 54.6% 男子 32.7% ＜高校生＞ 女子 66.5% 男子 37.2% ＜大学生＞ 女性 73.4% 男性 40.8%		増加
指標3	「男女共同参画社会」の認知度 ■「男女共同参画社会」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合	平成26(2014)年度実施 市民アンケート(一般)	女性 54.3% 男性 69.3%		増加
指標4	「女子差別撤廃条約」の認知度 ■「女子差別撤廃条約」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合	平成26(2014)年度実施 市民アンケート(一般)	女性 42.3% 男性 50.7%		増加

基本目標 2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶		出典	平成 26(2014)年度 前期策定時数値	平成 31(2019)年度 後期策定時数値	平成 32 年度 (2020) 目標
指標 5 ①	DV に対して誤った認識をしている人の割合 ■「暴力を受けている人は逃げようと思えば、いつでも逃げ出せるはず」と考える人の割合	平成 26(2014)年度実施 市民アンケート(一般)	女性 16.1% 男性 22.3%		減少
指標 5 ②	■「暴力をふるわれた人にも、何らかの原因があるので、暴力をふるう人を一方的には責められない」と考える人の割合	平成 26(2014)年度実施 市民アンケート(一般)	女性 10.8% 男性 19.2%		減少
指標 6 ①	DV を正しく理解している人の割合 ■夫婦間における「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたり、ひきずりまわしたりする」行為を「どんな場合でも暴力にあたると思う」人の割合	平成 26(2014)年度実施 市民アンケート(一般)	女性 92.0% 男性 88.7%		増加
指標 6 ②	■夫婦間における「大声でどなったり、なぐるふりをして相手を脅したりする」行為を「どんな場合でも暴力にあたると思う」人の割合	平成 26(2014)年度実施 市民アンケート(一般)	女性 68.9% 男性 53.8%		増加
指標 7 ①	デート DV に対する認識 ■男女交際について「相手がいやがっているのに無理やりキスしたり、体をさわったりする」行為を「へんだと思う」人の割合	平成 26(2014)年度実施 市民アンケート(学生)	<中学生> 女子 95.4% 男子 94.2% <高校生> 女子 96.4% 男子 91.4%		増加
指標 7 ②	■男女交際について「友人とのつきあいをいやがったり、禁止したりする」行為を「へんだと思う」人の割合	平成 26(2014)年度実施 市民アンケート(学生)	<中学生> 女子 89.7% 男子 83.2% <高校生> 女子 92.9% 男子 87.2%		増加
指標 8	「デート DV」の認知度 ■「デート DV」という言葉を「知っている」又は「聞いたことがある」人の割合	平成 26(2014)年度実施 市民アンケート(学生)	<中学生> 女子 32.0% 男子 19.8% <高校生> 女子 89.0% 男子 77.1% <大学生> 女性 75.5% 男性 64.8%		増加
指標 9	過去 1 年間に配偶者からの暴力を経験した人の割合 ■過去 1 年間に配偶者から身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれかを受けたことがある人の割合 ※別居中の配偶者、元配偶者(離別、死別した相手)も含む	平成 26(2014)年度実施 市民アンケート(一般)	●身体的暴力 女性 12.0% 男性 9.0% ●精神的暴力 女性 17.1% 男性 12.7% ●性的暴力 女性 9.7% 男性 3.9%		減少
指標 10	交際相手からの暴力を経験した人の割合 ■身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれかを受けたことがある人の割合	平成 26(2014)年度実施 市民アンケート(一般)	●身体的暴力 女性 12.0% 男性 9.0% ●精神的暴力 女性 17.1% 男性 12.7% ●性的暴力 女性 9.7% 男性 3.9%		減少

基本目標 2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶		出典	平成 26(2014)年度 前期策定時数値	平成 31(2019)年度 後期策定時数値	平成 32 年度 (2020) 目標
指標 11	DV 相談窓口の周知度 ■DV 被害を受けたときの相談窓口をひとつも知らない人の割合	平成 26(2014)年度実施 市民アンケート(一般)	女性 5.7% 男性 5.4%		減少
指標 12	枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」の周知度 ■「枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合	平成 26(2014)年度実施 市民アンケート(一般)	女性 34.2% 男性 20.0%		増加
指標 13	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)の認知度 ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合	平成 26(2014)年度実施 市民アンケート(一般)	女性 87.7% 男性 88.2%		増加

基本目標 3 仕事と生活のあり方をさまざまに 選択できる社会づくり		出典	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020) 目標
指標 14	安心して子育てできる環境が整っているか ■枚方市は安心して子育てできる環境が整っていると感じている人の割合	施策 指標 (市民意識調査)	37.9%	—	—			42.9% ³ (平成 31 (2019) 年度)
指標 15	保育所等利用待機児童数 ■国の定義による保育所等の利用待機児童数 (4 月 1 日現在)	施策 指標	36 人	0 人	9 人			0 人
指標 16	留守家庭児童会室待機児童数 ■留守家庭児童会入室の待機児童数 (前年度1月末現在)	施策 指標	0 人	1 人	0 人			0 人
指標 17	介護保険施設等の施設数 ■特別養護老人ホームなど介護保険施設等の施設数	施策 指標	81 施設	81 施設	83 施設			89 施設
指標 18	育児休業を取得した男性職員数 ■市役所における育児休業を取得した男性職員数(累計)	施策 指標	13 人	17 人	22 人			17 人
指標 19	ワーク・ライフ・バランスの認知度 ■「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合	市民アンケート (一般)	女性 40.4% 男性 45.1% (平成 26 (2014)年 度)	—	—			増加

³ 指標番号 14 及び 20 については、枚方市総合計画の施策指標を採用したため、それに合わせて平成 31(2019)年度の目標値を記載

基本目標4だれもが安心して暮らせるまちづくり		出典	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020) 目標
指標 20	安心して妊娠、出産できる環境が整っているか ■枚方市は安心して妊娠、出産できる環境が整っていると感じている人の割合	施策 指標 (市民意識調査)	37.3%	—	—			42.3% (平成31(2019)年度)
指標 21	乳がん、子宮頸がん検診受診率 ■乳がん検診対象者:40歳以上の女性(2年に1回の受診) 子宮頸がん検診対象者:20歳以上の女性	保健 センター データ	乳がん 19.2% 子宮頸がん 23.3%	乳がん 16.0% 子宮頸がん 16.6%	乳がん 14.2% 子宮頸がん 16.3%			乳がん 50.0% 子宮がん 50.0%
指標 22	妊娠11週以下での妊娠の届出率 ■妊娠11週以下での妊娠の届出数／全届出数	施策 指標	95.1%	95.3%	94.9%			96.0%
指標 23	特定健康診査受診率 ■高齢者の医療の確保に関する法律に定める特定健康診査の受診者／対象者(国民健康保険に加入する40歳以上75歳未満の者)	施策 指標	32.2%	33.5%	33.6% (速報値)			60.0%
指標 24	こころの病気に関する相談窓口の周知度 ■こころの病気に関する相談窓口を知っている人の割合	施策 指標 (市民意識調査)	23.7%	—	—			増加
指標 25	ひとり親家庭の自立支援に関する給付金受給者のうち就職した人数 ■ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の受給者のうち就職した人数(累計)	施策 指標	13人 (平成26 (2014)年 度)	19人	30人			84人
指標 26	枚方市防災会議の女性委員の割合 ■枚方市防災会議の委員に占める女性の割合 (目標値:第4次男女共同参画基本計画「成果目標」より)	施策 指標	7.5%	10.3%	10.0%			10.0%(早期)、更に30.0%を目指す
指標 27	管理職に占める女性の割合 ■市役所における女性管理職／全管理職 (4月1日現在)	施策 指標	21.7%	21.6%	23.0%			30.0%
指標 28	審議会等への女性委員登用率 ■市役所における女性委員比率が35.0%を達成している審議会等／全審議会等	施策 指標	52.5%	50.8%	51.7%			100%

■男女共同参画に関する市民アンケート調査（一般）の実査概要

項目	内容
調査期間	平成 26（2014）年 11 月 15 日～11 月 30 日
調査方法	郵送による配布、回収
調査対象	枚方市内在住の満 20 歳以上の男女 2,000 人
対象者区分（年齢）	20 歳代・30 歳代・40 歳代・50 歳代・60 歳以上（5 区分）
回答者数	833 人
回収率	41.7%

■男女共同参画に関する市民アンケート調査（学生）の実査概要

項目	対象	小学生	中学生	高校生	大学生
調査期間		平成 26（2014）年 11 月 13 日～12 月 11 日			
調査方法		学校を通じた調査票の配布、回収			
調査対象		市立小学校に通う 小学 5 年生	市立中学校に通う 中学 2 年生	市内の高校に通う 学生	市内の大学に通う 学生
標本数		492 人	415 人	604 人	220 人

■市民意識調査の実査概要

項目	内容
調査期間	平成 27（2015）年 11 月 2 日～11 月 16 日
調査方法	郵送による配布、回収
調査対象	枚方市内在住の満 20 歳以上の男女 2,500 人
対象者区分（年齢）	20 歳代・30 歳代・40 歳代・50 歳代・60 歳代・70 歳代・80 歳以上（7 区分）
回答者数	1,361 人
回収率	54.4%

平成 29（2017）年度に取り組んだ内容

基本目標 1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

基本方向（1）男女共同参画への理解の促進

取り組み概要

- ・ 男女共同参画の意義を周知し、固定的な性別役割分担意識⁴の解消に向けた啓発を行います。
- ・ 男女共同参画の裾野を広げるため、男性の意識改革に向けた男女共同参画の意義についての広報や啓発を行います。
- ・ 国際社会の男女共同参画に関する動きや多様な文化について、理解促進に向けた施策を推進します。
- ・ 性の多様性への理解促進に向けた施策を推進します。
- ・ NPO、市民団体、PTA、事業所との連携を図り、多方面から施策を推進します。
- ・ 推進のための拠点施設である男女共生フロア・ウィルの機能の充実に努めます。

取り組みのまとめ	
多くの市民に、男女共同参画に関する様々な問題に気づき、理解してもらうために、男女共同参画週間事業として講演会を実施し、市民とも協力して、市民団体を実行委員とした市民参画型啓発事業「ウィル・フェスタ」を行うほか、講座、映画会などを開催。また男女共生フロア・ウィルの移転による利便性を生かし更なる周知を図るために平日夜の講座も開始した。NPO、市民団体、PTA、事業所と連携し、男女共生フロアや各事業関連のリーフレット・情報誌の配布を行った。	

番号	1
所管課	人権政策室
取り組み名	男女共同参画啓発事業
アクションプログラムの取り組み内容	性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成に向け、講演会や講座などを通して、男女共同参画への理解を深めるとともに、男女共同参画社会基本法をはじめとする関係法令などの周知を図る。
取り組み実績	男女共同参画への理解を促進するため、男女共同参画週間事業「パパはお天気キャスター～子育て・家事 できることから考えよう～」(112 人)をはじめとした各種啓発講座(29 回・692 人)や、市民団体参加の実行委員会形式で市民参画型啓発事業「ウィル・フェスタ」(1,288 人)を開催した。また、平成 29(2017)年 3 月に男女共生フロア・ウィルがメセナひらかた会館から枚方市駅直結のサンプラザ 3 号館に移転したことに伴い、寄り道講座と題した仕事帰りに参加できるミニ講座などを夜間に実施し、ウィルの事業や図書・情報コーナーの周知にも努めた。

⁴ 男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」などは固定的な考え方により、男性、女性の役割を決めている例である。

番号	2
所管課	人権政策室
取り組み名	男性に対する啓発 [施策番号1と関連]
アクションプログラムの取り組み内容	講演会や講座の実施、リーフレットや情報誌の配布などを通して、男女共同参画が男性自身に関わる重要な問題であるとの認識が男性にも深まるように取り組む。
取り組み実績	より多くの男性が参加できるよう、男女共同参画週間事業「パパはお天気キャスター～子育て・家事 できることから考えよう」(112人 うち男性 23人)では男性の子育て参加に関する講演会を土曜日に実施した。

番号	3
所管課	人権政策室
取り組み名	市民参画型啓発事業
アクションプログラムの取り組み内容	市民、市民団体等の視点やアイデアを取り入れた事業を通して、幅広い市民の男女共同参画意識の醸成を図る。
取り組み実績	市と市民の実行委員会により企画・運営を行うウィル・フェスタにおいて、男女共同参画に関するトークショー・映画会のほか市民団体・個人による展示や講座を行い、市民が男女共同参画について主体的に考える場とした。 ウィルdeインストラクター(市民の活動発表・講座)参加団体 3組 ウィル de オーナー(市民による展示)参加団体 8組

番号	4
所管課	人権政策室
取り組み名	男女共生フロア等における各種相談事業
アクションプログラムの取り組み内容	性差に基づく固定的な役割分担意識などを見直し、本人の持つ力を引き出して、自分で問題解決ができるような援助を提供するため、男女共生フロア・ウィルにおいて、女性を対象に電話相談、面接相談、法律相談を実施する。また、人権なんでも相談の一環として男性のための相談を実施する。
取り組み実績	男女共生フロア・ウィルの女性相談として、電話相談 538 件、面接相談 441 件、法律相談 112 件を実施した。人権なんでも相談における男性相談は 11 件(うち DV に関わる相談 2 件)であった。平成 29(2017)年 3 月に男女共生フロア・ウィルがメセナひらかた会館から枚方市駅直結のサンプラザ 3 号館に移転したことに伴い、相談利用者の利便性を図った。

番号	5
所管課	人権政策室
取り組み名	男女共同参画に関する国際理解と多文化理解の促進
アクションプログラムの取り組み内容	リーフレットの活用、講座の実施などを通して、男女共同参画に関する国際的な動向や多文化への理解を促進する。
取り組み実績	親子向けに実施した「心とからだを大切にするための親子で学ぶ性の話」(大人 21 人、子ども 15 人)において、海外でのセクシュアリティ教育を参考に、子どもが性被害に遭わないための手法についてまなぶ機会とした。また、男女共生フロア・ウィルの情報コーナーにポスターやチラシを設置し、国際的な動向の周知に努めた。

番号	6
所管課	人権政策室
取り組み名	性の多様性に関する理解の促進
アクションプログラムの取り組み内容	リーフレットの活用、講座の実施などを通して、性の多様性に関する理解を促進する。
取り組み実績	市民に対する啓発として、大阪市淀川区の資料を参考に作成した LGBT に関するパネルを男女共生フロア・ウィルやウィルのイベント等において展示し、関連図書コーナーを設置したほか、仕事帰りの市民を対象にしたミニ講座やトランスジェンダーの主人公と家族のあり方を描いた映画「彼らが本気で編むときは、」(2 回上映・94 人)の上映会を実施した。また、職員に対する啓発として、人権擁護推進本部研修会において、LGBTであることを明らかにし、人権課題に取り組む弁護士による講座「LGBTのこと そして人権」、及び男女共同参画推進本部研修において大阪市人権担当課職員を講師に「LGBT など性的少数者に対する行政の取り組み」(90 人)を実施した。

番号	7
所管課	人権政策室
取り組み名	NPO、市民団体、PTA、事業所との連携による啓発
アクションプログラムの取り組み内容	NPO、市民団体、PTA、事業所などと連携し、リーフレット、情報誌などを活用し男女共同参画への理解を促進する。
取り組み実績	市民団体が実行委員として参加する市民参画型啓発事業「ウィル・フェスタ」において男女共同参画を目指す情報誌「モアメイム」を参加者に配布するほか、枚方事業所人権推進連絡会(127 か所)に対し、ワーク・ライフ・バランス啓発リーフレットなどを配布し、関連情報の提供を行った。

番号	8
所管課	人権政策室
取り組み名	男女共生フロアの周知
アクションプログラムの取り組み内容	広報、ホームページ、リーフレットなどを活用し、男女共生フロアの機能及び事業についての周知を図る。
取り組み実績	「広報ひらかた」やホームページにおいて、男女共同参画週間事業、女性に対する暴力をなくす運動期間事業、その他の啓発講座について周知を図った。また、平成 29(2017)年 3 月に男女共生フロア・ウィルがメセナひらかた会館から枚方市駅直結のサンプラザ 3 号館に移転したことに伴い、新たに男女共生フロア・ウィル案内リーフレットを作成したほか、「女性のための相談案内」・男女共同参画を目指す情報誌「モアメイム」・男女共生フロアだよりなどの配布を行い、男女共生フロア事業の周知を図った。

基本方向（２）子どもの頃からの男女共同参画の推進

取り組み概要

- ・ 保育所（園）等、幼稚園、小学校、中学校などにおいて、人権尊重を基盤とする男女平等観の形成に向けた保育、教育、学習を推進します。
- ・ 家庭、保育所（園）等、学校園、地域の連携のもと、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、

個性を伸ばす施策を推進します。

- ・ 学校において、管理職に占める女性の割合を上昇させるなど、学校運営における方針決定の場への女性参画を促進します。
- ・ 保育及び教育現場において、教材や玩具などを男女共同参画の視点から点検し、改善に努めます。
- ・ 男女平等観の形成に向けた保育、教育、学習を推進するため、保育士や教職員に対する研修に取り組みます。
- ・ 男女共同参画の視点に立った家庭教育及び学習を推進するため、保護者に対する意識醸成を図ります。

取り組みのまとめ	
市内の保育所(園)・学校園において、子どもが固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、主体的に学び、行動する姿勢を育むよう継続して取り組んだ。また、保育士や教職員にさまざまな人権研修を行うとともに、市民に向けて各種講座を開催し、啓発のリーフレットを配布するなど、家庭、市民にも男女共同参画の考え方の周知に努めた。	

番号	9
所管課	子育て運営課
取り組み名	男女共同参画を推進するための保育
アクションプログラムの取り組み内容	人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を図るための保育を推進する。
取り組み実績	保育士等との信頼関係を基盤に一人一人の子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信を持つことができるよう成長の過程を見守り適切に働きかけた。

番号	10
所管課	児童生徒支援室
取り組み名	男女共同参画を推進するための教育
アクションプログラムの取り組み内容	市の人権教育基本方針に基づき、学校園で人権教育推進計画を策定し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を図るための教育を推進する。
取り組み実績	全小中学校に男女平等教育推進のための校内組織を設置し、また、各教科、道徳、総合的な学習の時間、進路指導、生徒指導等、学校教育活動全体を通じて、児童・生徒の発達段階、実態に応じた男女平等教育の推進を図った。

番号	11
所管課	子育て運営課
取り組み名	性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれない保育 [施策番号9と関連]
アクションプログラムの取り組み内容	保育所(園)等での保育活動を通じて、男女の役割についての固定的な考え方にとらわれず、子どもたち自身の個性を伸ばす保育を行う。
取り組み実績	おおむね3歳頃より、性別を意識するようになり、自我が成長していく時に、男の子だから女の子だからといった大人からの働きかけをしないような保育を行った。

番号	12
所管課	児童生徒支援室、教育指導課
取り組み名	性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれない教育 [施策番号 10 と関連]
アクションプログラムの取り組み内容	学校園での教育活動を通じて、男女の役割についての固定的な考え方にとらわれず、子どもたち自身が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む。
取り組み実績	【児童生徒支援室】 男女共同参画社会の実現に向け、性別にかかわらず個々の違いを認め合い、自他共に尊重しながら問題を解決する力を身につけることを目的に、各教科、道徳、総合的な学習の時間、進路指導、生徒指導等、学校教育活動全体を通じて、児童・生徒の発達段階、実態に応じた男女平等教育の推進を図った。 【教育指導課】 全市立学校園における全ての教育活動において、固定的な性別役割分担意識にとらわれない姿勢を育む取り組みを推進した。 小学校では、第 5・6 学年の家庭科の学習時間において、家庭の仕事を考える、調理実習、ソーイング等、中学校では、家庭科の学習時間において、布を用いた物の制作、衣服の手入れ、幼児のおもちゃづくり、調理実習等を学習した。

番号	13
所管課	児童生徒支援室
取り組み名	職場体験学習 [施策番号 10 と関連]
アクションプログラムの取り組み内容	適切な勤労観、職業観の育成をねらいとするキャリア教育の一環として、職場体験学習を中学校の教育活動に位置付け、市内すべての中学校において実施し、子どもが性別にかかわらず将来への夢や抱負を持ち、学習への意欲を高める態度を育む。
取り組み実績	全中学校が職場体験学習を実施し、男女が参画し、働くことの意義を考え、将来の夢や抱負を育むために取り組んだ。

番号	14
所管課	教育指導課
取り組み名	「性」に関する学習 [施策番号 10 と関連]
アクションプログラムの取り組み内容	各学校の保健の授業などにおいて、子どもの発達段階に応じ、保護者の理解を得ながら実施する。
取り組み実績	小学校では、思春期に起こる体や心の変化について、中学校では、相手の気持ちを傷つけない、望まない妊娠を招くことのないよう、異性の尊重と性情報への対処や性感染症の予防などについて、学習指導要領に基づき、保健体育等の授業の中で学習を行った。

番号	15
所管課	子育て運営課、児童生徒支援室
取り組み名	男女共同参画の視点に立った教材、玩具等の点検
アクションプログラムの取り組み内容	性別に基づく固定的な役割分担意識を助長することのないよう、教材や玩具などを男女共同参画の視点から点検する。
取り組み実績	【子育て運営課】 性別に基づく固定的な役割分担意識を助長することがないよう、教材や玩具などを点検した。 【児童生徒支援室】 児童・生徒の発達段階や実態に応じた人権教育のさらなる推進のため、新たな人権課題を含む教材集・資料を配付した。

番号	16
所管課	子育て事業課、子育て運営課
取り組み名	保育士に対する研修
アクションプログラムの取り組み内容	人権尊重を基盤とした男女平等への理解を深めるため、保育士に対する研修を行う。
取り組み実績	【子育て事業課】 子育て運営課と協力して「枚方市就学前人権研修」を行い、私立保育所（園）の保育士に対し、保育の質の向上とどの子ども等しく大事にされる保育をめざす研修を実施した。 【子育て運営課】 子育て事業課と協力して「枚方市就学前人権研修」等を行い、公立保育所の保育士に対し、保育の質の向上とどの子ども等しく大事にされる保育をめざす研修を実施した。

番号	17
所管課	児童生徒支援室、教育研修課
取り組み名	教職員に対する研修
アクションプログラムの取り組み内容	人権尊重を基盤とした男女平等への理解を深めるため、教職員に対する研修を行う。また、人権教育リーフレットや人権学習のための資料集 DVDなどを配付・活用し、人権意識の向上を図る。
取り組み実績	【児童生徒支援室】 学校園で幼児・児童・生徒の指導に活かせるよう、教職員を対象として、教育研修課と連携し、様々な人権教育研修を行った。また、担当指導主事が講師として校内研修を実施した。 【教育研修課】 人権教育研修 講義「学校で支援が必要な LGBT の子どもたち」「同和教育の歩みとこれから」(延べ 142 人)。小中初任者・新規採用事務職員、新規採用養護教諭、新規採用栄養教諭、新規採用教員研修 講義「いじめの未然防止、早期発見・解消」「人権教育について考える」「同和教育について」(延べ 188 人)。市費負担教員研修 講義「『生徒指導』 いじめ防止・早期発見・解消・保護者との関わり方」(54 人)。2 年目小中学校教諭研修 講義「いじめの未然防止、早期発見・解消及び体罰の根絶」(54 人)。4 年目小中学校教諭研修 講義「人権尊重の教育」(93 人)。リーダー研修 講義「現代社会に生きる子どもたちを考えるーインターネットいじめを通してー」(58 人)。管理職研修 講義「教職員に対する服務規律の指導及びパワーハラスメントの禁止」「『人権力を育む学校づくり』～これからの学校管理職に求められるもの～」「『児童虐待の防止』～関係諸機関との連携」(延べ 35 人)を実施した。

番号	18
所管課	社会教育課
取り組み名	PTA 活動における男女共同参画の促進
アクションプログラムの取り組み内容	男女ともに PTA 活動への参画を促し、男女共同参画の視点に立った活動を促進する。
取り組み実績	市の男女共同参画の推進への取り組みについて、枚方市 PTA 協議会に説明し、理解を求めた。

番号	19				
所管課	教職員課				
取り組み名	学校における方針決定の場への女性参画の促進				
アクションプログラムの取り組み内容	学校運営において、女性管理職の割合の増加及び首席、主任への積極的な活用など、学校における方針決定の場への女性の参画を促進する。				
取り組み実績	平成 29(2017)年度教職員の人事異動において、女性管理職としては小学校の校長に 2 人、中学校の校長に 1 人、教頭に 1 人が新たに任用された。その結果小中学校における女性管理職は以下のとおりとなる。 小学校 45 校中、校長 10 人・教頭 12 人 中学校 19 校中、校長 3 人・教頭 1 人 今後も方針決定の場への女性参画を促進するよう、校長会や教頭会での説明、指導主事による各学校へのヒアリングなどを通じて働きかけをおこなっていく。				
管理職の女性比率 (4 月 1 日現在)	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
	22.6%	24.7%			

番号	20				
所管課	社会教育課				
取り組み名	家庭教育支援事業				
アクションプログラムの取り組み内容	家庭は子どもの人格形成にとって大きな影響を及ぼすため、親のあり方・子育てに関する講座や、子育て中の親同士の交流を促進する事業の実施などを通して、家庭教育を支援する。				
取り組み実績	自分の子育てを振り返る機会を提供し、“気づき”を促すために開催した「親学び講座」(10 人)、「自分の怒りと上手に向き合う方法」(30 人)、「貧困とひとりぼっちのないまち～子どもたちとつくる～」(31 人)、主として父親の家庭教育への参加を促す事業として「親子でつくってあそぼう! 竹水鉄砲作りに挑戦!」(30 人(うち父親 5 人))、「親子で楽しく学ぶ「おこづかい講座」」(27 人(うち父親 1 人))、枚方市 PTA 協議会と共催で開催した教育講演会「レモンさんの We are シンセキ!～お蔭様とお互い様、みんなで育てるみんなのこども～」(135 人)を開催した。				

番号	21
所管課	人権政策室
取り組み名	男女共同参画啓発事業 [再掲1]
アクションプログラムの取り組み内容	性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成に向け、講演会や講座などを通して、男女共同参画への理解を深めるとともに、男女共同参画社会基本法をはじめとする関係法令などの周知を図る。
取り組み実績	男女共同参画への理解を促進するため、男女共同参画週間事業「パパはお天気キャスター～子育て・家事できることから考えよう～」(112 人)をはじめとした各種啓発講座(29 回・692 人)や、市民団体参加の実行委員会形式で市民参画型啓発事業「ウィル・フェスタ」(1,288 人)を開催した。また、平成 29(2017)年 3 月に男女共生フロア・ウィルがメセナひらかた会館から枚方市駅直結のサンプラザ 3 号館に移転したことに伴い、寄り道講座と題した仕事帰りに参加できるミニ講座などを夜間に実施し、ウィルの事業や図書・情報コーナーの周知にも努めた。

基本方向（３）男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシー^５の向上

取り組み概要

- ・ メディア・リテラシーの向上に向けて、講座などを開催するとともに、学校教育においても施策を推進します。
- ・ 広報や出版物などの市の情報発信において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女共同参画の視点に立った、ふさわしい表現を推進します。

取り組みのまとめ
ネットワークメディアの利用に対するリテラシー向上のため、市民対象の講座を実施したほか、人権教育の取り組みを推進するための教職員研修を実施した。また、市の情報発信において、固定的な性別役割分担意識を助長する表現を使用しないように注意するとともに、他機関から送付された掲示物等についても点検した。

番号	22
所管課	人権政策室、児童生徒支援室、消費生活センター
取り組み名	メディア・リテラシーの向上に関する啓発
アクションプログラムの取り組み内容	啓発講座や学校教育を通じて、メディア・リテラシーの育成に努める。
取り組み実績	【人権政策室】 親子向けに実施した「心とからだを大切にするための親子で学ぶ性の話」(大人 21 人、子ども 15 人)において、テレビやインターネット、子ども向けコミックにおける不適切な性情報の現状を知り、子どもが性犯罪に巻き込まれないためにも、メディア・リテラシー向上の必要性があることを伝えた。 【児童生徒支援室】 初任者研修や人権教育担当者研修等で、メディア・リテラシーの向上を図り、人権教育に関する情報を効果的に情報発信し、学校内において人権教育の取組を推進するように周知徹底した。 【消費生活センター】 消費生活センターでは、教育委員会と連携し、平成 27(2015)年度から市内の小中学校を対象に「スマホやポータブルゲーム機に潜む落とし穴～仕組みを知って被害を防ごう～」をテーマに、子どものための情報モラル講演会を開催している。平成 29(2017)年度は、19 校の小中学校及び新任教職員向け研修を実施し、延べ 6,747 名の参加があった。 ※なお、この取り組みは「大阪府消費者行政推進事業補助金」を活用して実施しており、平成 27(2015)年度を初年度として平成 35(2023)年度までの 9 年間の取り組みとしている。

^５ メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアから情報を収集し活用する能力、メディアを通じコミュニケーションを行う能力の３つを構成要素とする複合的な能力。

番号	23
所管課	全課
取り組み名	男女共同参画の視点に立った表現の推進
アクションプログラムの取り組み内容	市の情報発信を、男女共同参画の視点から確認し、性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれない表現を推進する。
取り組み実績	ホームページへの情報掲載やポスター、パンフレット、説明会資料などの配布物を作成する場合、内容に性差別や固定的な性別役割分担を助長する文章表現や写真、イラストなどを使用しないよう注意した。また各機関等より送付される掲示物や配布物などについても性別に基づく偏った文章表現がないか、写真やイラストなどが使われていないかを確認して掲示し、内容がそぐわないものについては、掲示、配布をとりやめるよう配慮した。

基本目標 2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶

基本方向（１）男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくり

取り組み概要

- DV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者や恋人からの暴力）などの防止啓発
 - ・ DVなどの性別による差別に基づく暴力を身近な問題として考え、暴力を許さない社会づくりに向けた意識醸成を図るため、市民への啓発に努めます。
 - ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV 防止法」という。）などの関係法令について、周知に努めます。
 - ・ 被害者の発見において役割が期待される、医療及び保健関係者への周知に努めます。
 - ・ 被害者の子どもが適切な配慮を受けられるよう、保育及び教育関係者への周知に努めます。
- 子どもに対する性的な暴力の防止啓発
 - ・ 児童ポルノや児童買春などを含め、子どもに対する性的な暴力の防止啓発に取り組みます。
 - ・ 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）の周知に努めます。
 - ・ 子どもたちの自尊感情を育むとともに、被害にあった場合には、一人で抱え込まず相談できるよう、教育や啓発に取り組みます。[関連：基本方向（２）暴力の予防に向けた子どもの頃からの啓発の推進]
- 職場や学校におけるハラスメントの防止啓発
 - ・ 職場におけるセクシュアルハラスメントなどに対する認識と理解を深めるため、事業所などに対する啓発に取り組みます。
 - ・ 学校におけるセクシュアルハラスメントなどに対する認識と理解を深めるため、教職員に対する啓発に取り組みます。
 - ・ セクシュアルハラスメント対策などについて、事業所での対応策の確立に向けた支援を行います。

取り組みのまとめ

男女共同参画社会の推進を阻害する大きな課題である DV、性犯罪、セクシュアルハラスメント、児童虐待などの暴力防止のため、さまざまな市民向けの講座を実施したほか、医療、保健関係者、保育、教育関係者、事業所、学校園に対してリーフレットやカードの配布を行い、啓発に努めた。また職員向けにも研修を実施した。

番号	24
所管課	人権政策室
取り組み名	DVなどの男女共同参画を阻害する暴力の防止啓発事業
アクションプログラムの取り組み内容	DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなどの暴力防止に向け、講演会や講座などを通して、被害と加害の実態に関する理解を深めるとともに、DV防止法をはじめとする、関係法令などの周知を図り、男女共同参画を阻害する暴力の防止を促進する。
取り組み実績	DV 被害者を対象にした DV 被害から回復するための教育プログラム「わがままステーション」(3 回連続講座×4 回・36 人)を実施。また、女性に対する暴力をなくす運動期間事業として、映画「ルーム」上映会(206 人)のほか、各種啓発講座(6 回・288 人)、職員対象 DV 被害者支援研修(39 人)を開催するとともに、公的施設や商業施設、医療施設、教育施設などに、リーフレットやカードを設置し、DV 防止の啓発に努めた。

番号	25
所管課	人権政策室
取り組み名	医療、保健関係者及び保育、教育関係者への周知
アクションプログラムの取り組み内容	枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議 ⁶ などを通じて、DV 防止や DV 相談窓口について、医療、保健関係者及び保育、教育関係者への周知を図る。
取り組み実績	外部機関および市内関係部課(25 機関)で構成する枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議を開催し(2 回、研修 1 回)、構成員である医療、保健関係者及び保育、教育関係者に対して DV 防止や DV 相談窓口についての周知を図った。

番号	26
所管課	子ども総合相談センター
取り組み名	児童虐待防止啓発
アクションプログラムの取り組み内容	児童虐待に係る関係機関の連携を深めるとともに、児童虐待防止啓発のポスター、チラシ等の配布や市民向けの研修会を開催し、児童虐待防止への周知を図る。
取り組み実績	児童虐待防止推進月間(11 月)に、市内全保育所(園)・幼稚園及び市立小中学校における啓発ポスターの掲示やオレンジリボンデザインしたマグネットシートの公用車への貼付により市民への啓発を図ったほか、枚方市駅中央改札口・東口改札口及び枚方 T-SITE 前で、児童虐待防止に関するリーフレットや布製オレンジリボン等を配布するキャンペーンを実施した。また、市民向けの講座を 2 回、里親制度普及啓発及び推進に向けた映画上映会と講演会を各 1 回開催した。

⁶ DV 被害者支援を円滑に進めるため、平成 14(2002)年 5 月に設置。大阪府女性相談センター、警察署、消防署をはじめとする関係機関、市の各種相談窓口、福祉部署、保健所、市立ひらかた病院、教育委員会などの代表者と実務者で構成。定期的に連絡会議や研修を実施。

番号	27
所管課	コンプライアンス推進課
取り組み名	セクシュアルハラスメント等防止対策(庁内)
アクションプログラムの取り組み内容	セクシュアルハラスメント等ハラスメント全般に関する防止啓発のため「ハラスメント相談のしおり」を配付、掲示するとともに、ハラスメント相談窓口の周知を行う。
取り組み実績	「ハラスメント相談のしおり」の配布や掲示、グループウェアへの掲載により、ハラスメント防止についての啓発及び「苦情相談制度」の周知に努めた。 また、非常勤職員、臨時職員を対象としたアンケートを実施したほか、職場研修主担者を対象としたセクシュアルハラスメント防止研修を実施した。

番号	28
所管課	教職員課、児童生徒支援室
取り組み名	セクシュアルハラスメント等防止対策(学校)
アクションプログラムの取り組み内容	セクシュアルハラスメント防止啓発のため全学校園にセクシュアルハラスメント相談窓口を設置し、周知を行う。
取り組み実績	【教職員課】 セクシュアルハラスメントについては「学校園におけるセクシャルハラスメントの防止指針」に基づき、校内・教職員課・教育文化センターにハラスメント相談窓口を設置し周知を図った。また、ハラスメント防止啓発に努めるための校内研修を実施するよう指導した。 【児童生徒支援室】 全学校園においてセクハラ相談窓口を設置し、カードの配付等により、幼児児童生徒および保護者にセクハラ相談窓口の周知を図ったほか、全学校園において、セクシュアルハラスメントの校内研修を行い、防止啓発に努めた。また、指導主事等によるスクールセクハラについての教職員研修を行った。

番号	29
所管課	人権政策室
取り組み名	事業所へのセクシュアルハラスメント対策支援
アクションプログラムの取り組み内容	リーフレットの配布、DVD の貸出などを行なうとともに、セクシュアルハラスメント対応策の確立に向けた支援を行う。
取り組み実績	啓発用 DVD を所蔵しており、市内事業所からの希望に応じて貸し出している。平成29(2017)年度貸出件数は1件。

基本方向（２）暴力の予防に向けた子どもの頃からの啓発の推進

取り組み概要

- ・ 保育所（園）等、幼稚園、小学校、中学校などにおいて、暴力を伴わない人間関係の作り方や問題解決の方法を学ぶ保育、教育、学習を推進します。
- ・ 家庭、保育所（園）等、学校園、地域の連携のもと、暴力を許さない地域社会の形成に努めます。
- ・ 中学校、高校、大学などとの連携を図り、若い世代に向けたデートＤＶ⁷の防止啓発に取り組みます。
- ・ 暴力を容認しない社会の形成に向けた保育、教育、学習を推進するため、保育士や教職員に対する研修に

⁷ 恋人同士の間で起きる暴力のこと。

取り組みます。

- ・ 暴力を容認しない社会の形成に向けた家庭教育及び学習を推進するため、保護者に対する意識醸成を図ります。

取り組みのまとめ	
市内の保育所(園)・学校園において、互いを大切にするための保育や暴力によらない人間関係づくりを進めるための人権教育や教職員研修を行うとともに、デートDV相談案内カードなどを公共施設等に配布し、暴力の予防に向けた啓発を行った。	

番号	30
所管課	子育て運営課
取り組み名	自尊感情、他尊感情を育む保育
アクションプログラムの取り組み内容	人権尊重を基盤とした、互いを大切にする態度や人格の育成などを図るための保育を推進する。
取り組み実績	一人一人の子どもが周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自己肯定する気持ちが育まれていく保育を行った。

番号	31
所管課	児童生徒支援室
取り組み名	自尊感情、他尊感情を育む教育
アクションプログラムの取り組み内容	市の人権教育基本方針に基づき、学校園で人権教育推進計画を策定し、人権尊重を基盤とした、互いを大切にする態度や人格の育成などを目指す人権教育を推進する。
取り組み実績	学校園に本市の「学校園の管理運営に関する指針」を通して、人権教育の取組の推進について周知した。また、全学校園で人権教育推進計画を策定し、教職員の指導力向上のための校内研修の充実を図った。

番号	32
所管課	人権政策室、児童生徒支援室
取り組み名	DV予防教育 [施策番号 31 と関連]
アクションプログラムの取り組み内容	男女が対等な存在であるという意識の形成や、暴力を伴わない人間関係の構築に向けて、人権尊重を基盤としたDV予防教育を行う。
取り組み実績	【人権政策室】 DVの被害者も加害者も生みださないために、小学4年生を対象としたDV予防教育プログラム「わたしもぼくも☆みんな生き生き」(7校・429人)を実施。また、実施校において放課後研修として教職員研修(7校・179人)を行った。 【児童生徒支援室】 男女共同参画社会の実現に向け、性別にかかわらず個々の違いを認め合い、自他共に尊重しながら問題を解決する力を身につける取り組みとして「DV予防教育プログラム」を実施した。(7小学校)

番号	33
所管課	人権政策室、児童生徒支援室
取り組み名	デートDV防止啓発
アクションプログラムの取り組み内容	若い世代のデートDVに関する理解を促進するため、教育機関などと連携し、啓発を進めるとともに、相談窓口の周知を図る。
取り組み実績	【人権政策室】 デート DV 相談案内カードを作成(作成枚数:5,000 枚)し、公共施設や一部の大学等への配布を行ったほか、デートDV 防止ハンドブック「あなたと私の心とからだを大切にするために」(11,900 部)を作成し、市内中学校の希望校(15 校・3,748 部)に配布し、授業等で活用していただいた。また、学校園出前授業として、希望する中学校1校において「デートDV 予防教育プログラム」を実施した。 【児童生徒支援室】 デート DV 防止ハンドブックを希望中学校に配付し、デート DV に関する理解の促進、相談窓口の周知を図った。

番号	34
所管課	子育て事業課、子育て運営課
取り組み名	保育士に対する研修
アクションプログラムの取り組み内容	男女共同参画を阻害する暴力防止への理解を深めるため、保育士に対する研修を行う。
取り組み実績	【子育て事業課】 公立保育所、私立保育所、認可外保育施設の保育従事者を対象として人権研修を実施した。 【子育て運営課】 男女共同参画を阻害する暴力防止への理解を深めるため、各保育所で児童虐待問題について、研修を行った。

番号	35
所管課	児童生徒支援室、教育研修課
取り組み名	教職員に対する研修
アクションプログラムの取り組み内容	男女共同参画を阻害する暴力防止への理解を深めるため、教職員に対する研修を行う。
取り組み実績	【児童生徒支援室】 学校園で幼児・児童・生徒の指導に活かせるよう、教職員を対象として、様々な人権教育研修を行った。 【教育研修課】 小中初任者・新規採用事務職員、新規採用養護教諭、新規採用栄養教諭・新規採用教員研修 講義「体罰の根絶について」「人権教育について考える」「人権教育の推進と様々な人権課題」「生徒指導 ～生徒指導の基本的な考え方～」(延べ 234 人)、2 年目小中学校教諭研修 講義「いじめの未然防止、早期発見・解消及び体罰の根絶」(87 人)、4 年目小中学校教諭研修 講義「人権尊重の教育」(93 人)、管理職研修 講義「教職員に対する服務規律の指導及びパワーハラスメントの禁止」「『人権力を育む学校づくり』～これからの学校管理職に求められるもの～」「『児童虐待の防止』～関係諸機関との連携～」(延べ 35 人)を実施した。

番号	36
所管課	社会教育課
取り組み名	家庭教育支援事業 [再掲 20]
アクションプログラムの取り組み内容	家庭は子どもの人格形成にとって大きな影響を及ぼすため、親のあり方・子育てに関する講座や、子育て中の親同士の交流を促進する事業の実施などを通して、家庭教育を支援する。
取り組み実績	自分の子育てを振り返る機会を提供し、“気づき”を促すために開催した「親学び講座」(10 人)、「自分の怒りと上手に向き合う方法」(30 人)、「貧困とひとりぼっちのないまち～子どもたちとつくる～」(31 人)、主として父親の家庭教育への参加を促す事業として「親子でつくってあそぼう! 竹水鉄砲作りに挑戦!」(30 人(うち父親 5 人))、「親子で楽しく学ぶ「おこづかい講座」(27 人(うち父親 1 人))、枚方市 PTA 協議会と共催で開催した教育講演会「レモンさんの We are シンセキ!～お蔭様とお互い様、みんなで育てるみんなのこども～」(135 人)を開催した。

番号	37
所管課	人権政策室
取り組み名	DVなどの男女共同参画を阻害する暴力の防止啓発事業 [再掲 24]
アクションプログラムの取り組み内容	DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなどの暴力防止に向け、講演会や講座などを通して、被害と加害の実態に関する理解を深め、男女共同参画を阻害する暴力の防止を促進する。
取り組み実績	DV 被害者を対象にした DV 被害から回復するための教育プログラム「わがままステーション」(3 回連続講座×4 回・36 人)を実施。また、女性に対する暴力をなくす運動週間事業として、映画「ルーム」上映会(206 人)のほか、各種啓発講座(6 回・288 人)、職員対象 DV 被害者支援研修(39 人)を開催するとともに、公的施設や商業施設、医療施設、教育施設などに、リーフレットやカードを設置し、DV 防止の啓発に努めた。

基本方向（３）被害者支援体制の充実

取り組み概要

●安心して相談できる体制の充実

- ・ 被害者が安心して相談でき、必要な支援を受けられるよう、関係機関の相互連携のためのネットワークの強化を図ります。
- ・ 性別、年齢、障害の有無などにかかわらず、安心して相談できる体制を整備します。
- ・ 日本語でのコミュニケーションが取りにくい外国人住民等が安心して利用できる相談体制を整備します。
- ・ 被害にあった子どもが、安心して相談できる体制を整備します。
- ・ 二次加害^８を防止し適切な支援を行うため、関係機関の職員に対して、被害者支援研修を実施します。

●緊急かつ安全な保護の実施

- ・ 警察署をはじめとする関係機関との連携強化を図り、緊急時の被害者の安全確保に努めます。

●自立への支援の充実

- ・ 被害者が早期に生活を再建できるよう、関係機関との連携を図り、自立支援及び心理的支援に取り組めます。また、生活再建後も、暴力被害による心身への影響に配慮した支援に努めます。
- ・ 子どもがいる被害者の支援にあたっては、子どもの人権にも配慮した支援に取り組めます。
- ・ 被害者及びその関係者に関する情報については、被害者保護の観点から、適正かつ厳重な取り扱いを徹底します。

●被害者支援のための連携強化

- ・ 関係機関や NPO などと、適切な役割分担のもと、相互の連携を強化します。
- ・ 児童虐待防止、高齢者虐待防止、障害者虐待防止に関する施策の担当部署と、連携と役割分担を行い、相互の社会資源を活用しながら被害者支援の推進を図ります。

取り組みのまとめ
平成 25(2013)年 4 月に開設した、DV 被害者支援の専門相談窓口である枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」を中心に、引き続き DV 被害者支援に努め、相談窓口周知のために相談案内カードやリーフレットを関係窓口に配置した。また、DV 等により虐待を受けた子どもたちが安心して相談できるための窓口(子ども総合相談センター)を設置して、支援を行った。DV 被害者支援を円滑に進めるために、大阪府女性相談センター等の外部機関および庁内関係課で構成する「枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議」を定期的に開催し、情報交換を行った。

^８ DV などの暴力により、心身ともに傷ついた被害者を、相談や保護等の過程において、暴力被害の特性や被害者の置かれた立場を理解しない関係機関職員などが不適切な発言でさらに傷つけること。

番号	38
所管課	人権政策室、関係各課
取り組み名	被害者支援体制の充実
アクションプログラムの取り組み内容	早期の発見、相談から安全確保、自立支援まで被害者への切れ目のない支援を行うため、DV 被害者の専門相談窓口である枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」を中心として、大阪府女性相談センターや警察署をはじめとする関係機関及び市の関係部署などと連携し、被害者の人権尊重と安全確保を最優先に支援を行う。特に児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待が複合する場合には、警察や関係部署との連絡調整を緊密に行う。また、各機関・部署が DV 被害者に対して適切に対応するため、DV 対応マニュアルを整備し活用する。
取り組み実績	【人権政策室】 枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」において、電話相談 774 件、面接相談 610 件を実施した。また、ひらかた DV 相談室を中心に、府女性相談センター、枚方警察署、交野警察署などの外部機関および市内関係部課で構成する枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議を開催し(2 回、研修 1 回)、被害者支援に関する情報共有、連携強化を図った。児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待が複合する場合には、子ども総合相談センター、障害福祉室、地域包括推進課との連携にも配慮した。また安全確保については、警察署と緊密に連携をとった。DV 対応マニュアルについては「ドメスティック・バイオレンス被害者支援のてびき」を作成し、関係機関・部署において周知を図った。

番号	39
所管課	人権政策室
取り組み名	相談窓口のPR
アクションプログラムの取り組み内容	被害者が安心して相談できるよう、相談窓口の一層の周知を図る。
取り組み実績	DV 相談案内カード・デート DV 相談案内カードを、公共施設をはじめ、人権擁護委員会、民生児童委員会、市内各医療機関や教育施設、市内大型店舗(ビオルネ、京阪百貨店くずは店)に配布した(DV 相談案内カード 5,000 枚/デート DV 相談案内カード 5,000 枚)。また、パープルリボンをデザインしたマグネットシートを公用車に貼付し、市民への相談窓口の周知を図った。

番号	40
所管課	人権政策室
取り組み名	外国語によるDV相談情報の提供
アクションプログラムの取り組み内容	外国語によるDV相談情報を提供するとともに、関係部署と連携し、日本語でのコミュニケーションが取りにくい外国人住民等が安心して相談できる体制づくりを進める。
取り組み実績	市内在住の外国人への DV 被害者支援対策として、外国人向けに文化振興課が作成している「外国人のための枚方生活ガイド」に相談窓口を掲載した。

番号	41
所管課	児童生徒支援室
取り組み名	スクールカウンセラー配置事業
アクションプログラムの取り組み内容	中学校における相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを配置し、生徒や保護者の悩みや課題の解決に資する。また、中学校区の小学校に対しても、派遣を含めた柔軟な取り組みを展開する。
取り組み実績	府の事業として、全中学校と1小学校にスクールカウンセラーを配置し、年間35回の派遣を行い、児童生徒、保護者、教職員の悩みや課題の解決を図った(6,174件)。 また、小学校に配置している心の教室相談員との中学校区における連絡会も実施した。

番号	42
所管課	児童生徒支援室
取り組み名	心の教室相談員配置事業
アクションプログラムの取り組み内容	小学校の相談体制の充実を図るため、「心の教室相談員」を配置し、児童や保護者の悩みや課題の解決に資する。
取り組み実績	全小学校に、心の教室相談員を配置し、年間22～35回の派遣を行い、児童生徒、保護者、教職員の悩みや課題の解決を図った(14,250件)。 また、府の事業として中学校に配置しているスクールカウンセラーとの中学校区における連絡会も実施した。

番号	43				
所管課	児童生徒支援室				
取り組み名	子どもの笑顔守るコール事業				
アクションプログラムの取り組み内容	幼児、児童、生徒が抱える諸問題の解決や早期発見、早期対応を図るため、総合電話窓口「子どもの笑顔守るコール」(「いじめ専用ホットライン」と「教育安心ホットライン」)を設置し、電話による教育相談を実施する。				
取り組み実績	幼児・児童・生徒に関する総合電話窓口「子どもの笑顔守るコール」の周知を行うとともに、教育文化センター内に教育相談員・メンタルヘルス相談員を配置し、電話及び面談による相談体制の充実を図った。				
子どもの笑顔守るコール相談者数	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
	310 人	369 人			

番号	44				
所管課	子ども総合相談センター				
取り組み名	家庭児童相談事業				
アクションプログラムの取り組み内容	18 歳までの子どもと家族の様々な相談に、子ども総合相談センターの専門相談員が対応し、カウンセリングやプレイセラピー ⁹ などを行う。				
取り組み実績	保護者へのカウンセリングや助言、子どもへのプレイセラピーや心理検査を実施するとともに、児童虐待の防止に努め児童虐待の対応を行った。また、平成 29(2017)年 4 月に施行された児童福祉法の改正を受け、9 月 1 日に全国に先駆け、子ども総合相談センター「となと」を「子ども家庭総合支援施設」として位置づけた。				
延べ相談件数	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
	22,246 件	22,259 件			

番号	45				
所管課	人権政策室				
取り組み名	DV被害者支援者研修				
アクションプログラムの取り組み内容	被害者の二次被害防止を含め、DV被害者に対して適切に対応するため、関係部署の職員を対象とした研修を実施する。				
取り組み実績	枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議構成員および市関係課職員を対象とし、DV 被害者支援講演会「DV 被害者が窓口に来たときに、気をつけて欲しいこと、理解して欲しいこと」(39 人)を実施したほか、DV 予防教育プログラム実施校(7 小学校)において、教職員を対象とした研修『「わたしもぼくも☆みんな生き生き」互いの「こころ」と「からだ」を大切にするために』(179 人)を実施した。				

番号	46				
所管課	人権政策室				
取り組み名	緊急一時保護事業				
アクションプログラムの取り組み内容	緊急に保護が必要な被害者の生命と安全を守るため、大阪府や警察と連携して、緊急一時保護を行う。必要に応じて、同行支援を行うとともに、交通費等の支援を行う。				
取り組み実績	引き続き事業に取り組んだ(同行支援 8 件)。				
延べ利用件数	H28(2016)年度	H29(2017 年度)			
	8 件	8 件			

⁹ 子どもの基本的な自己表現である遊びを利用した心理療法。

番号	47
所管課	人権政策室、市民室
取り組み名	住民基本台帳事務における支援措置 [施策番号 38 と関連]
アクションプログラムの取り組み内容	被害者の安全確保に向けて適切な支援を行うため、住民基本台帳を使用する関係課間の連携強化を図る。特に被害者及びその関係者に関する情報については、適正かつ厳重な取り扱いを徹底する。
取り組み実績	【人権政策室】 枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」において、住民基本台帳事務における支援措置について相談者への情報提供を行っている。また、枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議や日常業務における情報交換を通して、市民室との連携強化を図った。(住民基本台帳事務における支援措置の意見付与 65 件) 【市民室】 全職員に制度の周知を行った。146 件(146 世帯 356 人分)の支援措置の申出を受理し、庁内関係課、転出先及び前住所地等の自治体住民基本台帳担当と綿密に連携し、申出者支援の立場に立ち相談支援を行った。

番号	48				
所管課	子ども総合相談センター				
取り組み名	母子生活支援施設への入所〔施策番号 38 と関連〕				
アクションプログラムの取り組み内容	夫の暴力から逃れるため等の事情で子どもの養育が十分できない場合に、母子ともに安全で安定した生活を送れるように入所させて保護し、その自立の促進のために生活を支援することによって、母子の福祉を図る。				
取り組み実績	18 歳未満の子どもを養育している母子を対象に、関係機関と連携しながら、母子ともに安全で安定した生活を送れるように入所決定し、その自立の促進のために生活を支援することによって、母子福祉の向上を図った。				
利用世帯数	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
	5 世帯	10 世帯			

基本目標 3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり

基本方向 (1) 子育てと介護への支援

取り組み概要

- ・ 低年齢児保育、延長保育、一時預かりなどの保育サービスの推進を図ります。
- ・ 留守家庭児童会室事業の充実を図ります。
- ・ 新生児訪問や乳児のいる全家庭を訪問する事業などを通して、出産直後の育児不安の解消やニーズに合った子育て支援に努めます。
- ・ 地域における子育て支援体制の充実を図ります。
- ・ 妊娠期から、出産や育児に関する情報提供を行い、当事者同士の交流を図るなど支援を行います。
- ・ 子育て家庭への経済的な負担軽減を図るため、子育てに対する経済的支援を行います。
- ・ 介護負担を軽減するための支援を推進します。

取り組みのまとめ	
男女がともに子育てに参加し、仕事との両立を図れるよう、留守家庭児童会、保育所等の待機児童の解消を図るとともに、低年齢児保育、延長保育、留守家庭児童会、休日保育、また病児・病後児保育などの事業を継続的に実施した。男性の育児参加についてはマタニティスクール等を通じ支援を行った。また、家族の介護を行う介護者を対象に家族介護教室の実施や高齢者サービスの手引きやパンフレットの配布を行った。ひとり親家庭などへの手当て支給も継続的に行った。	

番号	49				
所管課	子育て事業課				
取り組み名	通常保育事業				
アクションプログラムの取り組み内容	仕事と子育ての両立支援として、保育サービスの量的拡大は緊急課題であり、認可保育所や幼保連携型認定こども園の定員増を基本として今後も待機児童の解消を図る。				
取り組み実績	認可保育所や幼保連携型認定こども園の定員増を基本として通年での待機児童の解消を図り、平成 29(2017)年度当初には小規模保育事業実施施設等を含めて 68 人、年度途中においても 59 人の定員増を図った。				
保育所等利用待機児童数(4月1日現在)	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
	0 人	9 人			

番号	50				
所管課	子育て事業課、教育指導課				
取り組み名	一時預かり事業				
アクションプログラムの取り組み内容	保護者の傷病や就労等に伴う緊急・一時的な保育需要及び育児疲れの解消等を目的とした利用や短時間就労により、保育が困難な児童の受け入れを行い、保育所(園)等への入所を待つ待機児童の解消の一助とする。また、認定こども園や公立幼稚園での在園児(1号)を対象とした預かり保育を行う。				
取り組み実績	【子育て事業課】 私立保育所で、保護者の入院・育児疲れの理由で延べ 14,039 人、週 2、3 日程度の就労を理由で延べ 13,635 人の利用があった。また、認定こども園で、在籍する児童の平日の教育時間前後及び長期休業日や休日の利用延べ 51,853 人の利用があった。 【教育指導課】 全市立幼稚園(7 園)において、教育課程に係る教育時間終了後の教育活動として、幼稚園保育指導員を雇用し、毎週、月曜日・火曜日・木曜日・金曜日(長期休業中は除く)の午後 2 時から午後 5 時まで預かり保育事業を実施した。(延べ利用人数 10,704 人)				

番号	51				
所管課	子ども総合相談センター				
取り組み名	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)				
アクションプログラムの取り組み内容	保護者の疾病、出産、出張など家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合や、育児疲れ等のリフレッシュのために一時的に子どもを施設において預かり養育、保護を行う。				
取り組み実績	保護者による子どもの養育が一時的に困難な場合等に対応するため、枚方市内の施設 1 か所、大阪府内の施設 7 か所と委託契約を行い、子どもを安全に施設において預かり養育・保護を行った。				
	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
ショートステイ 利用者数/日数	366 件/587 日	385 件/579 日			
トワイライトステイ 利用者数/日数	11 件/11 日	43 件/43 日			

番号	52				
所管課	子育て事業課				
取り組み名	低年齢児保育事業				
アクションプログラムの取り組み内容	産休、育休明け保育の充実を図り、仕事と子育ての両立を支援するため、満 3 歳未満児の定員枠の拡大により、全定員の 40%以上の受け入れ枠の確保を目指す取り組みや小規模保育事業を行う。				
取り組み実績	利用した児童の延べ人数 低年齢児保育(0～2 歳児)： 公立 7,282 人、私立 35,021 人 計 42,303 人				

番号	53				
所管課	子育て事業課、子育て運営課				
取り組み名	延長保育事業				
アクションプログラムの取り組み内容	全保育所(園)において、午後 7 時までの延長保育を行い、一部の私立保育所(園)では、午後 7 時を超える延長保育にも対応する。勤務形態の多様化による延長保育の需要に対応するため、幼保連携型認定こども園を加え行う。				
取り組み実績	【子育て事業課】 私立保育所(園)43 園、私立認定こども園(幼保連携型)4 園、小規模保育事業実施施設 5 園において午後 6 時以降の延長保育を実施した。延べ年間利用児数(私立)234,039 人。 【子育て運営課】 公立保育所 12 か所及び小規模保育施設 2 か所の全園において、午後 7 時までの延長保育を実施した。延べ年間利用児数(公立) 52,018 人。				

番号	54
所管課	子育て事業課
取り組み名	夜間保育事業
アクションプログラムの取り組み内容	勤務形態の多様化に対応するため、保護者の就労などにより夜間の保育を必要とする児童に対する夜間保育を行う。
取り組み実績	勤務形態の多様化に対応するため、明善第二保育園で保護者の就労などにより夜間の保育（～22 時）を必要とする児童に対する夜間保育を行った。

番号	55
所管課	子育て事業課
取り組み名	休日保育事業
アクションプログラムの取り組み内容	日曜、祝日など休日の保育ニーズに対応するため、休日保育を行う。
取り組み実績	蹉跎保育園にて休日保育を実施した。年間合計利用人数 383 人（平成 28(2016)年度は 453 人）

番号	56				
所管課	子育て事業課、子育て運営課				
取り組み名	病児・病後児保育事業				
アクションプログラムの取り組み内容	保育所（園）や認定こども園等に通所中の児童等が病気やけがの回復期に、集団保育の困難な期間、小児科のある医療機関で保育と看護を行う。また、保育所（園）や幼保連携型認定こども園において、体調が悪くなった児童に対する保育体制の充実を図る。				
取り組み実績	【子育て事業課】 民間診療所 3 か所において、病児対応型を実施した。私立保育所（園）21 園、認定こども園 1 園において、体調不良児対応型の病児保育を実施した。（病児対応型 3,203 人、体調不良児対応型 5,831 人） 【子育て運営課】 市立ひらかた病院 1 か所において、病児対応型を実施した。また、公立の保育所 12 か所において、体調不良児対応型の病児保育を実施した。（病児対応型 766 人、体調不良児対応型 1,289 人）				
	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
延べ利用児童数	12,047 人 （体調不良児対応型 8,320 人、 病児対応型 3,727 人）	11,089 人 （体調不良児対応型 7,120 人、 病児対応型 3,969 人）			

番号	57				
所管課	子育て事業課				
取り組み名	ファミリーサポートセンター事業				
アクションプログラムの取り組み内容	育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者が相互援助活動を行うファミリーサポートセンターにおいて、会員組織の活動をより一層推進するため、会員増に努めるとともに、フォローアップ講座の実施などにより活動しやすい体制を作る。				
取り組み実績	ファミリーサポートセンターにおいて、依頼会員・提供会員間の相互援助活動のサポートを行った(依頼会員 1,643 人・提供会員 279 人・両方会員 91 人)。				
相互援助活動件数	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
	3,325 件	3,662 件			

番号	58				
所管課	保育幼稚園課				
取り組み名	保育サービス利用者支援事業				
アクションプログラムの取り組み内容	個々の保育ニーズへのきめ細かな対応を目指し、保育コンシェルジュを配置するなど、相談体制を充実する。				
取り組み実績	保育コンシェルジュ 5 人を配置し、個々のニーズと保育サービスを適切に結びつける等、保護者からの様々な相談に対応した。				

番号	59				
所管課	放課後子ども課				
取り組み名	放課後児童健全育成事業				
アクションプログラムの取り組み内容	留守家庭児童会室において、保護者の就労等により保育を必要とする小学生児童の放課後の遊び、生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的に実施する。				
取り組み実績	各児童会室の基本定員は概ね 40 人であるが、待機児童解消のため臨時定員制度を実施。国庫補助金交付要件の基準開室日数、年 250 日を踏まえて 8 日間の臨時開室を実施。平成 29(2017)年度より 5 年生までの受入を実施した。 (1 月末現在の留守家庭児童会入室の待機児童数 0 人)				
受け入れ児童数 (受け入れ率)	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
	3,910 人 (99.8%)	4,431 人 (99.9%)			

番号	60				
所管課	子育て事業課				
取り組み名	乳児家庭全戸訪問事業				
アクションプログラムの取り組み内容	生後 4 か月までの乳児のいる全家庭の訪問を行い、育児に関する不安などの相談、情報提供、乳児とその保護者の心身の状況と養育環境の把握などを行う。				
取り組み実績	2,222 件に対して、訪問を実施した。				

番号	61
所管課	子育て事業課
取り組み名	地域子育て支援事業
アクションプログラムの取り組み内容	私立保育所(園)、認定こども園が保育を通じて蓄積している子どもの育ちや子育てに関する知識、技術などを生かし、地域の子育て家庭等に対し各種事業の実施を通じて必要な相談、指導、助言や気になる子どもへの支援などを行い、地域に密着した園として保育、子育て支援機能の一層の充実を図る。
取り組み実績	各保育所(園)・認定こども園において、園庭開放等の地域開放の取り組みを実施することで、地域の子育て親子同士や園児との交流の機会を提供するとともに、参加者に対する相談、助言や気になる子どもへの支援等を行った。

番号	62				
所管課	保健センター				
取り組み名	マタニティスクール				
アクションプログラムの取り組み内容	妊婦とその家族に対して妊娠、分娩、育児について正しい知識を普及する。				
取り組み実績	妊婦とその家族を対象に妊娠、出産、育児に関する正しい知識を普及し、母性および父性が確立できるよう支援した。妊婦とその家族が子育てにかかわる経験ができるように教室を運営した。				
延べ参加者数 (実施回数)	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
	886 人うち 配偶者 242 人 (36 回)	841 人うち 配偶者 276 人 (27 回)			

番号	63
所管課	医療助成課
取り組み名	子ども医療費助成事業
アクションプログラムの取り組み内容	0歳から中学校までの子どもの医療費の一部について助成を行う。
取り組み実績	引き続き、医療助成対象者への助成を行った。(対象者 51,549 人)

番号	64
所管課	学務課
取り組み名	就学援助費
アクションプログラムの取り組み内容	経済的理由により就学が困難な児童、生徒及び就学予定者の保護者に対し、学用品費など負担すべき費用について必要な援助を行なうことにより、義務教育の円滑な実施を図る。
取り組み実績	全児童・生徒に対して、4月の入学式及び始業式時に受給申請書を配布した。新小学1年生及び中学1年生には就学通知書に制度の概要を掲載し、次年度に小学校入学予定者の保護者に対し、小学校入学準備金の案内及び申請書を就学时健康診断の案内に同封した。平成29(2017)年度は6,403人認定し(小学校入学準備金は除く)、学用品費、修学旅行費、校外活動費、給食費等について支給した。小学校入学準備金は513人を認定した。

番号	65
所管課	医療助成課
取り組み名	ひとり親家庭医療費助成事業
アクションプログラムの取り組み内容	ひとり親家庭等の父または母や養育者とその養育する児童に対して、その児童が18歳に達した日以降における最初の3月31日までの間、その児童とその親等に関する通院、入院等の保険診療に係る自己負担分の一部を助成する。
取り組み実績	引き続き、医療助成対象者への助成を行った。(対象者7,821人)

番号	66
所管課	年金児童手当課
取り組み名	児童扶養手当
アクションプログラムの取り組み内容	離婚等によるひとり親家庭等で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で政令の定める程度に障害にある者を監護する母、父または養育者に対して支給する。
取り組み実績	引き続き、手当対象者への支給を行った(受給者数3,311人、うち父子家庭187人)。

番号	67
所管課	年金児童手当課
取り組み名	児童手当
アクションプログラムの取り組み内容	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、中学校修了前の児童を対象に手当を支給する。
取り組み実績	引き続き、手当対象者への支給を行った(受給者数30,635人。)

番号	68
所管課	地域包括ケア推進課
取り組み名	家族介護教室
アクションプログラムの取り組み内容	介護方法、介護者の健康づくりなどについての教室を開催し、知識及び技術を習得する場を提供することにより、家族の心身の負担軽減等を図る。
取り組み実績	介護をしている家族等に対し「介護者のリフレッシュと介護教室」を1施設で1回開催し、介護をしている家族等3人、施設利用者26人が参加した。

番号	69
所管課	地域包括ケア推進課
取り組み名	家族介護者交流事業 [施策番号68と統合]
アクションプログラムの取り組み内容	要介護者を介護している家族に対し介護者同士の交流の場を提供することで、介護者の心身のリフレッシュ等を図る。
取り組み実績	(家族介護支援事業として施策番号68と69を実施していたが、介護者家族の会の意見を聞き、参加者の負担軽減と参加者数の更なる増加に向けて検討を行った結果、平成28(2016)年度より施策番号68へ統合し、身近な地域で家族介護教室を開催することになった。)

番号	70
所管課	長寿社会総務課、地域包括ケア推進課、介護保険課
取り組み名	高齢者保健福祉施策に関する情報提供体制の強化
アクションプログラムの取り組み内容	介護保険をはじめとする高齢者保健福祉施策に関する情報について、高齢者サービスの手引きやパンフレットなどを発行する。外国人への情報提供については、大阪府が発行する外国語版の介護保険制度のパンフレットなどを活用する。
取り組み実績	【長寿社会総務課】 介護保険制度や高齢者保健福祉施策に関して、高齢者サービス利用の手引きやパンフレットを発行し、市ホームページ上にも掲載して情報提供を行った。 【地域包括ケア推進課】 地域包括支援センターの案内パンフレットや、認知症(疑われる症状を含む)の支援体制等を記載したガイドブックである認知症ケアパスを発行し、市内の公的施設などに配布した。 【介護保険課】 介護保険をはじめとする高齢者保健福祉施策に関する情報について、高齢者サービスの手引きやパンフレットなどを発行した。外国人への情報提供の際、大阪府が発行する外国語版の介護保険制度のパンフレットを用意し、活用した。

基本方向（２）就業、起業、再就業への支援

取り組み概要

- ・ 職業能力開発の支援、相談、情報提供体制の整備を推進します。
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の周知に努めます。

取り組みのまとめ
性別を問わず、幅広い職種に就業できるよう、引き続き創業支援事業、能力開発講座などを実施した。また、ひとり親家庭の親が自らの能力を生かして自立可能な収入の確保ができるよう、ひとり親家庭自立支援給付金事業やひとり親家庭高等職業訓練促進費給付事業など、就業支援に取り組んだ。女性活躍推進法についてはリーフレットの窓口設置や書籍、パンフレットの配置で周知に努めた。

番号	71
所管課	商工振興課
取り組み名	創業支援
アクションプログラムの取り組み内容	地域活性化支援センターにおいて、体験談や事例を学べるカフェ形式の交流会、専門アドバイザーによる創業相談、創業のノウハウを学ぶセミナーの実施、インキュベートルーム ¹⁰ の貸出、事務所家賃の補助など、創業の各段階における支援を行う。
取り組み実績	きらら創業実践塾（創業希望者や第二創業をめざす事業者等を対象とし、経営に必要な知識の習得をする通年講座）：266 人 ひらかたビジネスカフェ（市内で創業をめざす人々が創業について学び交流するセミナー）：170 人

番号	72				
所管課	商工振興課				
取り組み名	地域就労支援事業				
アクションプログラムの取り組み内容	障害者、母子家庭の母、父子家庭の父、中高年齢者等など、働く意欲がありながら様々な就労阻害要因のために就労できない就職困難者等に対して、就労相談、情報提供、能力開発研修の実施など就労支援を行う。				
取り組み実績	就労相談：351 件、パソコン講習会：事前研修 27 人、ワードコース 26 人、エクセルコース 25 人、就労支援セミナー：14 人、調剤薬局事務講座：28 人、介護職員初任者研修：17 人 枚方・寝屋川・交野三市合同企業就職面接会就労相談：2 人				
就労に結びついた人数	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
	35 人	34 人			

¹⁰ 「インキュベート」とは「孵化する」こと。新しい事業分野に挑戦しようとする人などに、負担の少ない使用費用で事務所スペースを貸し出すとともに、専門スタッフが課題を解決に向けたアドバイスをを行い、独り立ちを支援する施設。

番号	73				
所管課	子ども総合相談センター				
取り組み名	ひとり親家庭自立支援給付金事業				
アクションプログラムの取り組み内容	母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給し、就業に向けた資格取得の支援を行う。				
取り組み実績	自立支援教育訓練給付金は、雇用保険制度などの指定した講座を受講し、修了した後に受講料の6割(上限20万円)を給付する制度である。 平成28(2016)年度より雇用保険制度から一般教育給付金を支給されている人にも差額を支給できるようになり、6件の支給があった。 高等職業訓練促進給付金は、看護師等の就業に結びつきやすい資格を取得するため養成機関で修行した期間(上限3年)について、給付金を支給する制度であり、修了後就職した場合、修了支援金を給付する。 平成28(2016)年度より支給期間が上限3年に延長され、21件の訓練促進給付金と4件の修了支援金を支給した。				
延べ給付件数	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
自立支援教育訓練給付金	5件	6件			
高等職業訓練促進給付金	14件	21件			
高等職業訓練修了支援給付金	2件	4件			

番号	74				
所管課	子ども総合相談センター				
取り組み名	母子・父子自立支援プログラム策定事業				
アクションプログラムの取り組み内容	母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、ハローワークと連携して、個々の家庭の実情に応じて自立へ向けたプログラムを策定し、きめ細やかで継続的な自立、就業支援を行う。				
取り組み実績	平成28(2016)年10月にひとり親相談窓口が枚方市駅直結の子ども総合相談センターに移転したためハローワーク枚方とも近くなったことや、ひとり親家庭を含む生活困窮者のための自立支援センターとの連携強化により、母子・父子自立支援プログラムの策定はなかったが、就業に向けた資格取得についての情報提供や就業相談を実施した。				
延べ就業相談件数	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
	106件	89件			

番号	75
所管課	子ども総合相談センター
取り組み名	母子家庭等就業・自立支援センター事業
アクションプログラムの取り組み内容	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦に対し、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業支援講習会、就業相談、就業情報提供などを行う。
取り組み実績	就業支援員による生活相談や仕事の紹介等の就業支援を行った(相談者延べ 12 人)ほか、パソコン等の就業支援講習会(受講者延べ 10 人)等を実施した。また、離婚後の養育費や面接交流等に関する相談事業を実施した。

番号	76
所管課	子ども総合相談センター
取り組み名	母子父子寡婦福祉資金の貸付(技能習得資金)(生活資金)(事業開始資金)
アクションプログラムの取り組み内容	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦に対し、就職するための知識技能の習得に必要な費用や、その期間中に必要な生活費について、技能習得資金や生活資金として貸付を行う。また、新たに事業を始めるために必要な費用として、事業開始資金の貸付を行う。
取り組み実績	母子父子寡婦福祉資金のうち、技能習得資金については、給付型であるひとり親家庭自立支援給付金事業の申請を促すケースが多いことから、貸付申請には至らなかった。また、生活資金については、貸付よりも生活困窮者自立支援センター(生活福祉室)と連携した取り組みを進めている。なお、事業開始資金については、相談はなかった。

番号	77
所管課	人権政策室、商工振興課
取り組み名	女性活躍推進法の周知
アクションプログラムの取り組み内容	女性活躍推進法の周知を図る。
取り組み実績	【人権政策室】 女性活躍推進法に関する書籍やパンフレットを男女共生フロア・ウィルの図書・情報コーナーに配置し、市民への周知を図った。 【商工振興課】 女性活躍推進法に関するリーフレットを窓口を設置し、制度の周知を図った。

基本方向（３）雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保

取り組み概要

- ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）の周知に努めます。
- ・ パートタイム労働など、非正規労働者の処遇や労働条件などに関する法令の周知に努めます。
- ・ 妊娠、出産後も女性が仕事を続けられる職場づくりに向けて、マタニティハラスメント¹¹の防止と啓発に努めます。

取り組みのまとめ
引き続きリーフレットの配布等を通して事業所および市民への周知・啓発を行うとともに、庁内においては、マタニティハラスメントの防止に向けて、相談窓口を含めた周知を行った。また、市の業務委託における総合評価落札方式の入札を適用することにより、男女共同参画の視点を事業者へ周知・啓発した。

番号	78
所管課	人権政策室、市民活動課、商工振興課
取り組み名	女性の採用、職域拡大などに関する啓発や相談窓口の周知
アクションプログラムの取り組み内容	男女間の格差を解消するための取り組みとして、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法 ¹² 、パートタイム労働法 ¹³ 、労働者派遣法 ¹⁴ などの関係法令の周知を図るとともに、リーフレットなどを活用したポジティブアクションに関する啓発を行う。また、労働に関する相談窓口となる、労働局雇用均等室、大阪府総合労働事務所などの周知を図る。
取り組み実績	【人権政策室】 労働局雇用均等室や大阪府総合労働事務所の発行するリーフレットや相談窓口の案内チラシなどを男女共生フロア・ウィルの図書・情報コーナーに配架し、市民への周知を図った。 【市民活動課】 大阪府総合労働事務所の労働相談窓口に関するパンフレットの配架や、市ホームページでの相談窓口等の周知を行った。 【商工振興課】 制度や相談窓口に関するリーフレットを設置し、市民への周知を図った。

番号	79
所管課	人権政策室
取り組み名	マタニティハラスメント等の防止啓発
アクションプログラムの取り組み内容	市民や事業所などに対して、マタニティハラスメント防止に向けた情報提供を行い、意識啓発に努める。
取り組み実績	男女共生フロア・ウィルの図書・情報コーナーにマタニティハラスメント防止に向けたポスターの掲示やチラシの配架を行った。

¹¹ 妊娠、出産、育休などを理由とする、解雇、雇い止め、降格などの不利益な取り扱いのことをいう。

¹² 正式名称：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

¹³ 正式名称：短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律

¹⁴ 正式名称：労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

番号	80
所管課	コンプライアンス推進課
取り組み名	マタニティハラスメント等の防止対策(庁内)
アクションプログラムの取り組み内容	マタニティハラスメント等ハラスメント全般に関する防止啓発のため「ハラスメント相談のしおり」を配付、掲示するとともに、ハラスメント相談窓口の周知を行う。
取り組み実績	マタニティハラスメントの防止については、ハラスメント防止指針や「ハラスメント相談のしおり」に明記するとともに、ハラスメント防止研修等において、周知を行った。

番号	81
所管課	契約課
取り組み名	業務委託における総合評価落札方式の入札を適用することによる事業者の啓発
アクションプログラムの取り組み内容	市が発注する業務委託の一部において、委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準に、仕事と子育ての両立支援やセクシュアルハラスメント防止対策など男女共同参画の視点に立った項目を設定して評価を行う。
取り組み実績	委託業務のうち 2 件について総合評価方式を実施し、母子家庭の母などの雇用、労働条件の確保や子育て支援などの取り組みを評価し、加点して落札者を決定した。

基本方向（４）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への理解の促進

取り組み概要

- ・ 事業者、労働者などに対し、育児・介護休業制度の周知と利用促進に向けた啓発を行い、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。
- ・ 性別にかかわらず、労働者が仕事と家庭や地域活動を両立させ、豊かな生活を送ることができるよう、働き方の見直しによる長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、各種休暇制度の充実、子育てや介護との両立に向けた制度の定着促進、非正規労働者の待遇改善など、事業者に対し、働きやすい職場環境づくりのための啓発を推進します。

取り組みのまとめ
市内事業所のワーク・ライフ・バランスに関する取り組み状況を把握するため、枚方事業所人権推進連絡会(127 か所)を対象にアンケートを実施した。また、内閣府が毎年発行しているパンフレット「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」やリーフレットの配布等を通して、事業所および市民への周知・啓発を行うとともに、庁内においては、職員の育児と仕事の両立を推進するため、各種研修を行った。

番号	82
所管課	人権政策室
取り組み名	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発及び法令や制度の周知
アクションプログラムの取り組み内容	市民や市内事業所を対象に、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発を行うとともに、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、次世代育成支援対策推進法や制度の周知を図る。
取り組み実績	市民への啓発としてワーク・ライフ・バランス啓発リーフレットを各種講座で配布したほか、ウィル・フェスタにおいてワーク・ライフ・バランスパネル展を開催した。市内事業所への啓発については、枚方事業所人権推進連絡会(127 か所)の会員に対し「ワーク・ライフ・バランスを実現する職場づくり」をテーマに研修を行ったほか、ワーク・ライフ・バランスに関する各事業所の取り組み状況についてアンケートを実施し、結果をホームページで公表した。

番号	83				
所管課	人事課、職員課				
取り組み名	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発及び法令や制度の周知、啓発（庁内）				
アクションプログラムの取り組み内容	研修の実施、庁内通信の発行などを通して、啓発を行う。労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法や制度などの周知を図る。				
取り組み実績	【人事課】 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画において、女性活躍の観点を含めたワーク・ライフ・バランスに係る研修や、女性を対象としたキャリアデザインに係る研修を実施した。（平成 29（2017）年度：イクボス養成講座、キャリアプランニング研修） また、自己啓発支援制度において育児休業中の職員を補助対象に加え、スムーズな職場復帰を支援した。（平成 29（2017）年度申込実績：1 件） 【職員課】 ワーク・ライフ・バランス推進の観点から、水曜日を「ノー残業デー」に設定し庁内放送にて啓発を行った。また健康管理年休制度の改正を行い、年次有給休暇の取得促進を実施した。イクメンミーティングを開催し、男性職員の育児休業取得経験者や取得希望者の情報交換の場も設けて、男性の育児休業取得促進を図った。「子育て支援・介護のための休暇・休業ハンドブック」を改訂し、「男性職員の育児休業啓発パンフレット」を発行した。引き続き、庁内報「ワーク・ライフ・バランス」を発行した。				
育児休業を取得した男性職員数（累計）	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
	17 人	22 人			

基本目標 4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

基本方向（１）生涯を通じた男女の健康保持と増進への支援

取り組み概要

- ・ 生涯を通じた健康の保持増進のための普及啓発や健康教育、健康相談、健康診査などを推進します。
- ・ 妊娠、出産、性感染症の予防などに関する、正しい知識や情報提供を行います。
- ・ 出産後の心身ともに不安定な時期に、母親と赤ちゃんの健康を守るための支援に取り組みます。
- ・ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）¹⁵への理解の促進に努めるとともに、性と生殖について女性が自己決定できる力を養うことができるよう、啓発に取り組みます。
- ・ 自殺予防の観点から、相談やメンタルヘルスに関する啓発に取り組みます。

取り組みのまとめ

引き続き、生涯を通じた健康保持増進に関する講演会や出前講座を開催し、さらに充実した啓発・情報提供を行い、正しい知識の普及に努めた。妊娠・出産を通じて母子の健康を守るため、健診や訪問により支援を行った。また、自殺予防や心の健康に関する電話相談を実施したほか、メンタルヘルスに関する周知・啓発に努めた。

¹⁵ 平成 6（1994）年に開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠や出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じて性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

番号	84
所管課	保健センター
取り組み名	健康づくり推進事業
アクションプログラムの取り組み内容	健康づくりの知識の啓発及び実践等を通して、健康意識の向上を図り、市民の健康づくりを支援する。
取り組み実績	健康づくりボランティア講座(11回・139人)、地区組織活動(94回・2,170人)、自主活動(59回・2,492人)、地区組織活動会議等(19回・147人)、地区組織活動フォローアップ研修及び全体会議(4回・131人)。

番号	85
所管課	保健センター
取り組み名	健康教育事業、健康相談事業
アクションプログラムの取り組み内容	健康の保持増進を目的として、健康に関する正しい知識の普及や支援を行う。
取り組み実績	健康教育:生活習慣病や健康の保持・増進を目的とし、健康に関する正しい知識の普及を行った。教室開催数(138回・延べ参加者数 4,008人)。 健康相談:本人とその家族の心身の健康について保健師および管理栄養士により個別の相談に応じ、必要時指導や助言を行った(131回・延べ被指導人数 3,224人)。

番号	86
所管課	保健センター
取り組み名	住民健康診査事業
アクションプログラムの取り組み内容	15歳から39歳以下で健診を受ける機会のない人や40歳以上で医療保険に加入していない人を対象に、住民健康診査を行う。
取り組み実績	対象者に市内取扱医療機関にて実施。平成29年(2017)度実績 956人(内訳 15～39歳 487人、40歳以上 469人)。

番号	87				
所管課	国民健康保険室				
取り組み名	特定健康診査 ¹⁶ ・特定保健指導事業				
アクションプログラムの取り組み内容	メタボリックシンドロームに着目した健康診査の実施及び健診結果に基づく保健指導を行う。				
取り組み実績	特定健康診査対象者(40 歳から 74 歳の被保険者)に対して、市独自の検査項目を設定(市内医療機関のみ)し、府内医療機関における個別健診及び、市施設における集団健診(日曜日)を実施した。また、人間ドック等を受診した人には、特定健康診査と同じ検査項目の受診等を要件とする人間ドック等受診費用助成を実施した。また、特定健康診査の結果メタボリックシンドローム該当者及び予備群に該当した人に、特定保健指導を実施した。				
特定健康診査受診率	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
	33.5%	33.6%(9 月末速報値)			

¹⁶ メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、糖尿病や高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とするもの。

番号	88				
所管課	保健センター				
取り組み名	がん対策事業				
アクションプログラムの取り組み内容	がん検診の受診率向上を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及を図る。				
取り組み実績	各種がん検診のチラシ等の作成や健康教育を実施し、がんの早期発見と正しい健康意識や知識の普及を行っている。肺がん・胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん・前立腺がん・肝炎ウイルスの検診を市内医療機関で実施。PTA 協議会に対して女性のがんを含め、がん検診の受診勧奨を行った。また精度管理のためのマニュアル作成や、一部のがん検診では委員会を開催、検診精度の向上を図った。平成 29(2017)年度から、胃がん検診(胃内視鏡検査)の導入準備も行った。平成 28(2016)年度から受診率の算定方法が変更され、対象者の母数が全人口となった。 各種受診者総数肺がん検診(25,635 人)、胃がん検診(5,989 人)、大腸がん検診(23,864 人)、子宮頸がん検診(14,347 人)、乳がん検診(7,532 人)、前立腺がん検診(8,600 人)、肝炎ウイルス検診(335 人)。				
検診受診率	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
乳がん検診	16.0%	14.2%			
子宮頸がん検診	16.6%	16.3%			

番号	89				
所管課	保健センター				
取り組み名	妊産婦健康診査事業、妊産婦歯科健康診査事業				
アクションプログラムの取り組み内容	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産ができる体制を確保するため、妊婦健診の助成を行う。また、妊産婦を対象に歯科健康診査を実施する。				
取り組み実績	平成 28(2016)年度より、妊婦およびその家族が安心して妊娠、出産ができるよう妊娠届出の際に保健師、助産師から対象者全員に妊婦健診の助成の説明を行っている。 妊婦健康診査事業：妊婦健康診査受診者のうち、医師が保健指導を必要とした妊婦には、安心して妊娠・出産ができるよう保健師が支援を行った(延べ受診者数 33,567 人)。 妊産婦歯科健康診査事業：妊娠中や産後の歯周疾患・口腔疾患の予防、および早期発見・早期対応を図った(対象者 2,878 人・受診者 783 人・受診率 27.2%)。				
妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
	95.3%	94.9%			

番号	90				
所管課	保健センター				
取り組み名	マタニティスクール [再掲 62]				
アクションプログラムの取り組み内容	妊婦とその家族に対して妊娠、分娩、育児について正しい知識を普及する。				
取り組み実績	妊婦とその家族を対象に妊娠、出産、育児に関する正しい知識を普及し、母性および父性が確立できるよう支援する。妊婦とその家族が子育てにかかわる経験ができるように教室を運営した。				
延べ参加者数 (実施回数)	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
	886 人うち 配偶者 242 人 (36 回)	841 人うち 配偶者 276 人 (27 回)			

番号	91				
所管課	保健予防課				
取り組み名	性感染症の予防啓発				
アクションプログラムの取り組み内容	性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行う。				
取り組み実績	FMひらかたや広報、ホームページ、ツイッター、フェイスブックなどによる普及啓発を行った。パンフレットやポスター等の掲示を保健所内及び関係機関、管内大学に依頼し普及啓発を行った。12月1日の世界エイズデーには枚方市駅コンコースで街頭キャンペーンを実施。平成29(2017)年5/29(月)～6/11(日)、11/20(月)～12/3(日)、枚方市駅中央改札前ステーションボードにポスターを掲示し、普及啓発を行った。受検啓発により、HIV・梅毒・クラミジア検査の受検者数は平成28(2016)年度に比べ約1.4倍に増加した。				

番号	92				
所管課	市立ひらかた病院総務課				
取り組み名	女性外来				
アクションプログラムの取り組み内容	女性医師が、思春期の悩みや相談、妊娠・出産期の問題、乳がん、子宮がん、更年期に伴う症状まであらゆる女性の病気について総合的に初期診療を行う。				
取り組み実績	受診の予約を取る際にヒアリングをして受診科へつなぐことで患者の不安も解消できたと判断しているが、最初から乳腺科や産婦人科などの受診を希望される場合がほとんどで、初期相談だけで診察を行わない女性外来への相談件数は結果的に0件であった。				

番号	93
所管課	保健センター
取り組み名	母子訪問指導事業（妊産婦訪問、新生児・乳幼児訪問、乳幼児健診未受診者訪問等）
アクションプログラムの取り組み内容	家庭訪問により、妊産婦及び乳幼児の保護者の子育てに関する相談に応じ、子どもに対する理解を深め、疾病の予防や母と子どもの健康の保持増進に努める。また、地域で孤立している母親の育児不安の解消などに対して、生活の場である家庭でより丁寧な個別指導を行うことで、安心して健全な子育てができるよう支援する。周産期からのハイリスク母子を早期に確実に把握し、支援する体制を充実させるために、医療機関等関係機関との連携を図る。
取り組み実績	助産師による乳児・妊産婦訪問指導（未熟児を含む）（延べ2,993件 内訳：妊婦1件、産婦1,490件、乳児1,502件）を実施。児の発育不良や保護者の育児不安等がある場合は、継続的な関わりを要するため、育児支援の一環として、助産師による継続訪問（養育支援家庭訪問事業）を1歳未満まで実施している。また、保健師による乳幼児・妊産婦訪問指導（延べ2,040件 内訳：妊婦153件、産婦818件、乳児599件、幼児470件）を実施。未熟児等への支援として、低出生体重児の届出受理（232 件）、訪問指導（315 件）を実施した。

番号	94
所管課	保健センター
取り組み名	産後ママ安心ケアサービス（産後ケア事業）
アクションプログラムの取り組み内容	家族からの支援が受けられない等で支援が必要な産後4か月未満の母子を対象に、市内産科医療機関と助産所でショートステイ（宿泊型）、デイサービス（日帰り型）を実施し、助産師等による心身のケアや育児に関する相談を行う。
取り組み実績	母の心身の安定と育児手技の獲得、育児不安の解消を図ることを目的に、助産師等が心身のケア・休養・乳房のケア等の相談を行った。医療機関からの紹介や、平成 28（2016）年度より妊娠届出の際に保健師・助産師による全数面接相談を開始したことによって、市民に周知する機会が増え、利用者の増加が見られる。 利用実人数：79 人、利用延べ日数：209 日（ショートステイ：136 泊、デイサービス 73 日）

番号	95
所管課	子育て事業課
取り組み名	乳児家庭全戸訪問事業 [再掲 60]
アクションプログラムの取り組み内容	生後4か月までの乳児のいる全家庭の訪問を行い、育児に関する不安などの相談、情報提供、乳児とその保護者の心身の状況と養育環境の把握などを行う。
取り組み実績	2,222 件に対して、訪問を実施した。

番号	96
所管課	人権政策室
取り組み名	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発
アクションプログラムの取り組み内容	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発や情報提供を行う。
取り組み実績	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する書籍を男女共生フロア・ウィル図書コーナーに配架し、情報提供を行った。

番号	97				
所管課	保健予防課				
取り組み名	自殺予防対策事業				
アクションプログラムの取り組み内容	専門研修を修了した相談員による自殺予防相談専用電話「ひらかたいのちのホットライン」の実施、自殺のサインに早期に気づき、対応するゲートキーパー ¹⁷ 養成のほか、自殺予防に関わる情報提供、啓発を行う。				
取り組み実績	自殺予防相談専用電話「ひらかたいのちのホットライン」を毎週月・水・金 午後１時～午後８時に実施。実施日数 155 日。ゲートキーパー養成研修(3 回・延べ115 人)を実施。自殺予防に関わる情報提供・啓発として、自殺予防週間(9 月)に京阪電車枚方市駅・樟葉駅にて啓発グッズの配布を実施。また自殺対策強化月間(3 月)には、京阪電車枚方市駅・樟葉駅での啓発グッズの配布と映画鑑賞会を実施した。また、庁外ネットワークの構築を目指し、平成 30(2018)年 2 月に「自殺予防対策関係機関実務者会議」を実施した。				
ひらかたいのちの ホットライン 延べ相談件数	H28(2016)年度	H29(2017 年度)			
	681 件	669 件			

番号	98				
所管課	保健予防課				
取り組み名	こころの健康相談				
アクションプログラムの取り組み内容	医師、精神保健福祉士、保健師、ケースワーカー等による、統合失調症、うつ病、認知症、アルコール依存症などの精神疾患、ひきこもりなどについての相談を行う。				
取り組み実績	電話、来庁、訪問等による相談のほか、こころの健康相談専用ダイヤルによる相談を実施した。				
延べ相談件数	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
	4,736 件	4,659 件			

¹⁷ 「門番」という意味。自殺対策におけるゲートキーパーとは、「地域や職場、教育の場、その他さまざまな場面において、身近な人の自殺サインに気づき、その人の話を受け止め、必要に応じて専門相談機関へつなぐ役割が期待される人」のこと。

基本方向（２）ひとり親家庭等への支援

取り組み概要

- ・ 母子・父子自立支援員による生活や制度についての相談や情報提供を行います。
- ・ ひとり親が子育てをしながら安心して働けるように、子育て支援、生活支援、就業支援の推進とともに、働きやすい職場づくりのための環境整備に取り組みます。
- ・ ひとり親家庭等の生活の安定と向上のために、経済的負担を軽減できるよう支援します。
- ・ ひとり親の交流や情報交換の場づくりに取り組みます。

取り組みのまとめ
ひとり親家庭への支援として、母子・父子自立支援員による各種相談、保育所入所の配慮のほか、児童扶養手当、ひとり親医療費助成など経済的負担を軽減するための各種事業など、さまざまな支援を引き続き実施した。また、シングルマザー向けの定期講座も情報交換や交流の場として引き続き開催した。

番号	99				
所管課	子ども総合相談センター				
取り組み名	母子・父子自立支援員による相談支援事業				
アクションプログラムの取り組み内容	ひとり親家庭等の自立を支援するため、母子・父子自立支援員を配置し、生活の安定や自立のための各種相談、貸付事務等を行い、必要に応じて他の支援機関につなげることで、ひとり親家庭等の総合的、包括的な支援を行う。				
取り組み実績 ※（ ）内は父子家庭の相談件数(内数)	市民室や年金児童手当課、医療助成課等の各関係課窓口で「ひとり親のてびき」を配付したり、児童扶養手当の現況届発送時に案内チラシ(約 4,000 通)を同封し、周知に努めた。 また、家庭児童相談や女性相談の担当と連携して、相談・支援に取り組んだ。 平成 29(2017)年度から母子生活支援施設入所者に対しての訪問や機関連携をその他の相談に含めた。 生活一般にかかる相談 211 件(3 件)、児童にかかる相談 0 件(0 件)、生活擁護にかかる相談 505 件(6 件)、その他相談 133 件(0 件)				
相談件数	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
※（ ）内は父子家庭の相談件数(内数)	687 件(13 件)	849 件(9 件)			

番号	100				
所管課	子ども総合相談センター				
取り組み名	ひとり親家庭等日常生活支援事業				
アクションプログラムの取り組み内容	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し生活援助や子育て支援を行う。				
取り組み実績	母子 4 世帯、父子 1 世帯の登録があり、7 日派遣を行った。平成 29(2017)年度においては「ひとり親家庭等日常生活支援事業」を見直し、家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣して家事や育児のサポートを行う同事業について、新たに介護事業所に委託することとした。				
ひとり親家庭登録世帯	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
	3 世帯	5 世帯			

番号	101				
所管課	子ども総合相談センター				
取り組み名	父子家庭等生活支援員派遣事業				
アクションプログラムの取り組み内容	父が不在等のため、育児等に支障のある父子家庭に対して、生活支援員を派遣し、家事、育児に対する援助を行う。				
取り組み実績	本事業はH29(2017)年度から「ひとり親家庭等日常生活支援事業」に統合するため、施策番号 100「ひとり親家庭等日常生活支援事業」に統合した。				
父子親家庭登録世帯	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
	1 世帯	-			

番号	102				
所管課	保育幼稚園課				
取り組み名	保育所(園)等の優先利用				
アクションプログラムの取り組み内容	既存保育所(園)の定員増や定員の弾力化を行い、保育所(園)等の入所枠を拡大し、待機児童の解消を図る。また、保育所(園)等の利用調整(選考)では、基準表における基礎点及び調整点の合計点の上位順に決定しており、ひとり親である場合は調整点を加点し入所しやすくする。				
取り組み実績	既存保育所(園)の定員増や弾力化を行うとともに、翌年度に向けて小規模保育事業実施施設開設に向けた整備等を行った。またひとり親には利用調整基準の調整点を加点することで入所しやすくした。				

番号	103				
所管課	子ども総合相談センター				
取り組み名	住宅情報の提供				
アクションプログラムの取り組み内容	ひとり親家庭等の入居を受け入れる民間賃貸住宅等の紹介等を行う大阪あんしん賃貸支援事業を周知することにより、ひとり親家庭等の住宅探しを支援する。				
取り組み実績	大阪あんしん賃貸支援事業の周知のほか、年 6 回募集する府営住宅の入居申込書を設置し、ひとり親家庭等の住宅探しを支援した。				

番号	104
所管課	資産活用課、福祉総務課
取り組み名	市営住宅におけるひとり親世帯等への優先入居と府営住宅の案内
アクションプログラムの取り組み内容	市営住宅に空き家が生じた場合はその都度、高齢者、障害者、ひとり親等の福祉世帯向けとして募集する。また、府営住宅の募集に係る案内（福祉世帯向け）を行う。
取り組み実績	【資産活用課】 津田北町住宅の空室について、福祉世帯向けの募集を行った。 【福祉総務課】 府営住宅について、年 6 回ある総合募集や随時募集等、募集に係る案内を行った。総合募集の際には、本館 3 階の福祉総務課、別館 1 階の障害福祉室、生活福祉室、2 階の長寿社会総務課、5 階の広聴相談課、サンプラザ内子ども総合相談センター、津田・香里ヶ丘・北部の各支所、さだ・牧野・菅原・南部生涯学習センターの市内 13 か所にて申込書の配布を行った。

番号	105				
所管課	子ども総合相談センター				
取り組み名	母子生活支援施設への入所〔施策番号 38 と関連〕〔再掲 48〕				
アクションプログラムの取り組み内容	夫の暴力から逃れるため等の事情で子どもの養育が十分できない場合に、母子ともに安全で安定した生活を送れるように入所させて保護し、その自立の促進のために生活を支援することによって、母子の福祉を図る。				
取り組み実績	18 歳未満の子どもを養育している母子を対象に、関係機関と連携しながら、母子ともに安全で安定した生活を送れるように入所決定し、その自立の促進のために生活を支援することによって、母子福祉の向上を図った。				
利用世帯数	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
	5 世帯	10 世帯			

番号	106				
所管課	子ども総合相談センター				
取り組み名	ひとり親家庭自立支援給付金事業 [再掲 73]				
アクションプログラムの取り組み内容	母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給し、就業に向けた資格取得の支援を行う。				
取り組み実績	自立支援教育訓練給付金は、雇用保険制度などの指定した講座を受講し、修了した後に受講料の 6 割(上限 20 万円)を給付する制度である。 平成 28(2016)年度より雇用保険制度から一般教育給付金を支給されている人にも差額を支給できるようになり、6 件の支給があった。 高等職業訓練促進給付金は、看護師等の就業に結びつきやすい資格を取得するため養成機関で修行した期間(上限 3 年)について、給付金を支給する制度であり、修了後就職した場合、修了支援金を給付する。 平成 28(2016)年度より支給期間が上限 3 年に延長され、21 件の訓練促進給付金と 4 件の修了支援金を支給した。				
延べ給付件数	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
自立支援教育訓練給付金	5 件	6 件			
高等職業訓練促進給付金	14 件	21 件			
高等職業訓練修了支援給付金	2 件	4 件			

番号	107				
所管課	子ども総合相談センター				
取り組み名	母子・父子自立支援プログラム策定事業 [再掲 74]				
アクションプログラムの取り組み内容	母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、ハローワークと連携して、個々の家庭の実情に応じて自立へ向けたプログラムを策定し、きめ細やかで継続的な自立、就業支援を行う。				
取り組み実績	平成 28(2016)年 10 月にひとり親相談窓口が枚方市駅直結の子ども総合相談センターに移転したため、ハローワーク枚方とも近くなったことや、ひとり親家庭を含む生活困窮者のための自立支援センターとの連携強化により、母子・父子自立支援プログラムの策定はなかったが、就業に向けた資格取得についての情報提供や就業相談を実施した。				
延べ就業相談件数	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
	106 件	89 件			

番号	108
所管課	子ども総合相談センター
取り組み名	母子家庭等就業・自立支援センター事業 [再掲 75]
アクションプログラムの取り組み内容	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦に対し、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業支援講習会、就業相談、就業情報提供などを行う。
取り組み実績	就業支援員による生活相談や仕事の紹介等の就業支援を行った(相談者延べ 12 人)ほか、パソコン等の就業支援講習会(受講者延べ 10 人)等を実施した。また、離婚後の養育費や面接交流等に関する相談事業を実施した。

番号	109				
所管課	子ども総合相談センター				
取り組み名	母子父子寡婦福祉資金の貸付				
アクションプログラムの取り組み内容	母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な貸付を行うことにより経済的自立の助成、生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童等の福祉の増進を図る。				
取り組み実績	母子福祉資金：修学資金 34 件 17,170,300 円 就学支度資金 8 件 2,429,000 円 父子福祉資金：修学資金 1 件 648,000 円 寡婦福祉資金：修学資金 1 件 960,000 円				
貸付件数	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
	34 件	44 件			

番号	110
所管課	年金児童手当課
取り組み名	児童扶養手当 [再掲 66]
アクションプログラムの取り組み内容	離婚等によるひとり親家庭等で 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者または 20 歳未満で政令の定める程度に障害のある者を監護する母、父または養育者に対して支給する。
取り組み実績	引き続き、手当対象者への支給を行った(受給者数 3, 311 人、うち父子家庭 187 人)。

番号	111
所管課	医療助成課
取り組み名	ひとり親家庭医療費助成事業 [再掲 65]
アクションプログラムの取り組み内容	ひとり親家庭等の父または母や養育者とその養育する児童に対して、その児童が 18 歳に達した日以降における最初の 3 月 31 日までの間、その児童とその親等に関する通院、入院等の保険診療に係る自己負担分の一部を助成する。
取り組み実績	引き続き、医療助成対象者への助成を行った。(対象者 7, 821 人)

番号	112
所管課	上下水道経営室
取り組み名	水道料金等の減免
アクションプログラムの取り組み内容	児童扶養手当を受給している「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に規定する配偶者のない女子又は男子が属する世帯(市民税非課税世帯に限る)には、水道料金、下水道使用料の基本料金を減免する。
取り組み実績	市長部局において平成26(2014)年10月1日から母子世帯に加え、父子世帯についても水道料金等の基本料金の減免が決定されたことから、当課において減免事務を引き続き執行した。(延べ件数10,660件、母子世帯989件、父子世帯20件)

番号	113
所管課	子ども総合相談センター
取り組み名	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(対象:ひとり親家庭の子ども)
アクションプログラムの取り組み内容	高等学校を卒業していないひとり親家庭の子どもが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すために講座を受講する場合に、受講修了時給付金や合格時給付金を支給する。
取り組み実績	高等学校を卒業していないひとり親家庭の子どもが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すために講座を受講する場合に、受講修了時給付金や合格時給付金を支給する制度であるが、平成29(2017)年度の申請はなかった。

番号	114
所管課	子ども総合相談センター
取り組み名	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(対象:ひとり親家庭の親)
アクションプログラムの取り組み内容	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すために講座を受講する場合に、受講修了時給付金や合格時給付金を支給する。
取り組み実績	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すために講座を受講する場合に、受講修了時給付金や合格時給付金を支給する制度であるが、平成29(2017)年度の申請はなかった。

番号	115
所管課	保育幼稚園課
取り組み名	保育所保育料等の軽減
アクションプログラムの取り組み内容	年収が一定額未満のひとり親家庭に対する保育所保育料等の負担軽減を行う。
取り組み実績	平成28(2016)年度同様、年収が約360万円未満相当のひとり親世帯については、保育料算定における多子計算の年齢制限を撤廃するとともに、1人目を2人目の扱いとし、2人目以降を無料とした。

番号	116
所管課	保育幼稚園課、放課後子ども課、子ども総合相談センター
取り組み名	保育所保育料等算定における婚姻歴のないひとり親に対する寡婦(寡夫)控除のみなし適用
アクションプログラムの取り組み内容	保護者の婚姻歴の有無という、子ども自らが選択できない事柄を理由に、不利益が及ばないよう、子どもの福祉及び就学前・就学後を通したひとり親への就労支援を図る観点から、子どもに係る保育所等保育料、病児保育室利用料、児童発達支援センター使用料、留守家庭児童会室保育料、子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)利用料、幼稚園保育料の算定において「寡婦(寡夫)控除」のみなし適用を行う。
取り組み実績	【保育幼稚園課】 婚姻歴のないひとり親の保育所等保育料及び幼稚園保育料の算定においては、「寡婦(寡夫)控除」のみなし適用を行うことで、保護者の負担軽減を行った。適用人数 8 人。 【放課後子ども課】 留守家庭児童会室保育料について非婚のひとり親世帯に寡婦(寡夫)控除のみなし適用を実施しているが、実績はなし。 【子ども総合相談センター】 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)利用料については、該当者なし。

番号	117
所管課	人権政策室、子ども総合相談センター
取り組み名	ひとり親家庭等情報交換事業
アクションプログラムの取り組み内容	ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。こうしたひとり親家庭等が定期的に集い、交流や情報交換を行う場を設ける。
取り組み実績	【人権政策室】 シングルマザー同士の情報交換や交流の場として、交流会を実施したほか、シングルマザーのさまざまな不安を解消するため、各種講座を実施した。シングルマザーのお気軽サロン「ゆっくりおしゃべりしませんか」(交流会)(計 5 回・16 人・保育 11 人)、シングルマザーのお気軽サロン番外編(講座)(計 4 回・29 人・保育 7 人) 【子ども総合相談センター】 枚方市母子寡婦福祉会からひとり親家庭等の交流や情報交換等の実施について補助金の申請があったため、補助金の交付を行った。

基本方向（３）高齢者、障害者、外国人住民等への支援

取り組み概要

- ・ 住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、一人ひとりのニーズに配慮したサービスを提供し、自立を支援します。
- ・ 障害者虐待防止、高齢者虐待防止のための啓発を進めます。
- ・ 市民サービス情報の外国語への翻訳や、医療通訳士の派遣など、外国人住民等への支援を行います。

取り組みのまとめ	
性別や年齢、障害の有無にかかわらず、自分らしい生き方の実現に向けて、情報提供や相談体制の充実を図った。また、外国籍市民等に市民サービス情報を提供するため、ホームページに自動翻訳機能を搭載するほか、各種リーフレットの外国語版を配布し、医療通訳士の派遣を行った。	

番号	118
所管課	地域包括ケア推進課
取り組み名	介護予防普及啓発事業
アクションプログラムの取り組み内容	高齢者の健康に対する意識を高めるため、啓発をはじめ、健康づくり、介護予防に関する教室の開催等を行う。
取り組み実績	市が直接実施する事業だけでなく、地域包括支援センター等への委託をすることで地域における介護予防事業展開の充実を図った。

番号	119				
所管課	地域包括ケア推進課				
取り組み名	包括的支援事業				
アクションプログラムの取り組み内容	高齢者総合相談支援拠点（地域包括支援センター）を地域に設置し、高齢者の総合相談窓口として、高齢者の介護予防や権利擁護、虐待防止等を含めた相談に対応する。				
取り組み実績	地域包括支援センター13 か所において、介護に関する情報提供や相談を含む高齢者の総合相談対応を実施。また、男性介護者等にも考慮した事業を実施した（例 男性向け料理教室等）。				
地域包括支援センター延べ相談件数	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
	23,322 件	24,243 件			

番号	120
所管課	地域包括ケア推進課
取り組み名	高齢者虐待防止啓発
アクションプログラムの取り組み内容	高齢者サポートセンターが高齢者の生活に関する総合的な相談窓口となり、早期の相談につなげ、虐待への発展を防止する体制を整備する。また、講座やリーフレットの配布、地域での出前講座などを通じて高齢者虐待防止の啓発を推進する。
取り組み実績	地域包括支援センターの相談件数のうち、虐待相談に関するものが、531 件あり、必要な支援につなげた。地域での出前講座やリーフレットの配布等による高齢者虐待防止の普及啓発を行った。

番号	121
所管課	長寿社会総務課、地域包括ケア推進課、介護保険課
取り組み名	高齢者保健福祉施策に関する情報提供体制の強化 [再掲 70]
アクションプログラムの取り組み内容	介護保険をはじめとする高齢者保健福祉施策に関する情報について、高齢者サービスの手引きやパンフレットなどを発行する。外国人への情報提供については、大阪府が発行する外国語版の介護保険制度のパンフレットなどを活用する。
取り組み実績	【長寿社会総務課】 介護保険制度や高齢者保健福祉施策に関して、高齢者サービス利用の手引きやパンフレットを発行し、市ホームページ上にも掲載して情報提供を行った。 【地域包括ケア推進課】 地域包括支援センターの案内パンフレットや、認知症(疑われる症状を含む)の支援体制等を記載したガイドブックである認知症ケアパスを発行し、市内の公的施設などに配布した。 【介護保険課】 介護保険をはじめとする高齢者保健福祉施策に関する情報について、高齢者サービスの手引きやパンフレットなどを発行した。外国人への情報提供の際、大阪府が発行する外国語版の介護保険制度のパンフレットを用意し、活用した。

番号	122
所管課	障害福祉室
取り組み名	地域活動支援センター事業
アクションプログラムの取り組み内容	障害者が地域で自立した生活を営めるよう、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、障害者の地域生活に必要な相談や情報提供を行う。
取り組み実績	基幹相談支援センター(3 か所)、障害者相談支援センター(3 か所)では、障害者等から9,065 件の相談があった。また、地域活動支援センター(8 か所)が実施する講習会等には、述べ 40,611 人の参加があった。

番号	123
所管課	子育て運営課、児童生徒支援室
取り組み名	保育所（園）等及び学校園における障害に関する相談
アクションプログラムの取り組み内容	障害児相談、巡回相談などを通じ、障害や発達に応じた専門的な保育、療養、教育的支援を行う。
取り組み実績	【子育て運営課】 保育所（園）における巡回相談や保育相談、児童発達支援センターにおける発達相談では、性別に関わりなく、発達と障害の状況に応じた相談を行った。また、できるだけ保護者が相談に来やすいように、保護者（父親・祖父母も含め）の勤務の都合に合わせて、相談日の日程や時間を設定した。 【児童生徒支援室】 小学校3校、中学校1校に対し各校年間5回、専門家を派遣し、教職員への指導助言等を行う等、支援教育の充実を図った。また、市内の公私立幼稚園へ相談員を派遣し、教職員や保護者に対して相談や指導・助言（302回）を行った。また、教育文化センター内に教育相談員を4人配置し、幼児・児童・生徒及びその保護者等からの電話及び面談による支援教育関係の教育相談（1,258件）を行った。

番号	124
所管課	障害福祉室
取り組み名	障害者虐待防止啓発
アクションプログラムの取り組み内容	障害者虐待防止センターが総合的な相談窓口となり早期の相談につなげ、虐待への発展を防止する体制を整備する。また、講座やリーフレットの配布、地域での出前講座、広報ひらかたへの掲載などを通じて障害者虐待防止の啓発を推進する。
取り組み実績	障害者虐待に係る通報、届出、相談等85件に対し、訪問調査や聞き取り、対応方針の会議開催等を行い、虐待防止を図った。

番号	125
所管課	広報課
取り組み名	高齢者、障害者等に配慮した情報提供
アクションプログラムの取り組み内容	広報ひらかたの点字、録音版、ホームページの音声版など、高齢者、障害者などに配慮した情報提供に努める。
取り組み実績	広報ひらかたの点字、録音版、ホームページの音声版など、高齢者、障害者などに配慮した情報提供を行った。

番号	126
所管課	広報課、人権政策室、文化振興課、関係各課
取り組み名	外国人住民等への生活関連情報等の提供
アクションプログラムの取り組み内容	市民生活関連情報の外国語への翻訳や利用支援を行う。
取り組み実績	【広報課】 「市ホームページ」については英語、中国語、韓国・朝鮮語の自動翻訳機能がある。また、文化振興課が中心となって作成している「外国人のための枚方生活ガイド」の校正作業にも関わった。 【人権政策室】 市内在住の外国人へのDV被害者支援対策として、外国人向けに文化振興課が作成している「外国人のための枚方生活ガイド」に相談窓口を掲載し、必要とする方への情報提供を行った。 【文化振興課】 「外国人のための枚方生活ガイド」を英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語の5か国語で作成し、市民室や文化国際財団などに設置配布した。また、学校等で母国語での会話や資料が必要な外国籍市民のために、通訳翻訳の依頼を受けた。

番号	127				
所管課	健康総務課				
取り組み名	医療通訳士登録派遣事業				
アクションプログラムの取り組み内容	外国人住民等が安心して市内の医療機関を利用できるように、医療通訳士を養成し、市内の対象医療機関に派遣する。				
取り組み実績	医療通訳士の医療機関への派遣を実施(中国語 261 件、英語 52 件)するとともに、医療通訳士に対するスキルアップ研修(現任研修)を実施した。				
派遣件数	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
	280 件	313 件			

番号	128
所管課	社会教育課(補助執行:文化生涯学習室)
取り組み名	日本語・多文化共生教室
アクションプログラムの取り組み内容	日本語の読み書きや話すことができないために、日常生活に支障をきたしている市民に、日本語を学び交流する場として、日本語・多文化共生教室「よみかき」を開催する。
取り組み実績	生涯学習課の補助執行事業として、各生涯学習市民センターで実施し、延べ2,436人の参加があった。また、社会教育人権啓発事業「識字・日本語教室の役割を考える～大阪市「よみかき茶屋」の事例から～」(58人)を実施した。さらに「識字・日本語 パネル展～ともにまなぶ識字・日本語教室の今～」や枚方市日本語・多文化共生教室「よみかき」指導員養成講座を開催した。(延べ334人)

基本方向（４）男女共同参画の視点に立った防災など地域活動の推進

取り組み概要

- ・ 防災に関する政策及び方針決定過程における、女性の参画を推進します。
- ・ 災害に関する各種対応マニュアルなどについて、男女共同参画の視点を踏まえ作成します。
- ・ 避難所運営においては、男女双方の参画を推進するとともに、性別によるニーズの違いに配慮した環境整備に努めます。
- ・ 防災知識の普及啓発や防災訓練においては、男女双方の視点を十分に取入れた内容となるよう、工夫します。
- ・ 地域のボランティアやNPOなどによる活動を通じて、地域活動への男女共同参画の推進に取り組みます。

取り組みのまとめ	
防災会議の女性委員比率の向上に向けて、意識啓発に努めた。また、避難所運営において、妊産婦など災害弱者への配慮の必要性があることを校区の自主防災組織や市民に対して、会議や講座を通して周知を行った。市制施行 70 周年記念事業として中学生が防災について考えるディスカッションも実施し、若い世代への啓発にも努めた。	

番号	129				
所管課	危機管理室				
取り組み名	枚方市防災会議の女性委員比率の向上 [施策番号 133 と関連]				
アクションプログラムの取り組み内容	多様なニーズを防災対策へ反映させるため、枚方市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組む。				
取り組み実績	各団体に委員推薦の依頼文を送付する際、男女共同参画の観点から女性の推薦に配慮することを明記し、女性委員比率の向上に努めた。				
委員の女性比率	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
	10.3%	10.0%			

番号	130				
所管課	危機管理室				
取り組み名	男女共同参画の視点を踏まえた災害対応マニュアルの作成				
アクションプログラムの取り組み内容	男女共同参画の視点を踏まえ、避難所運営マニュアル、自主防災組織活動マニュアルなどの各種対応マニュアルを必要に応じて作成、改訂する。				
取り組み実績	本市が作成している避難所マニュアルには、女性用トイレや更衣室の設置、また女性用品の配布など、避難所を運営する上で、女性に配慮すべき事を盛り込んでおり、平成 29 (2017) 年度、新たに改定等は行なわなかった。				

番号	131
所管課	危機管理室
取り組み名	男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営をはじめとした防災体制の強化
アクションプログラムの取り組み内容	校区自主防災組織が中心となって行う避難所運営において男女双方の参画を推進し、性別、年齢、障害の有無などに応じた多様なニーズに配慮した安心、安全な避難所運営を行うため、平常時から地域防災推進員の育成や防災訓練を行うなど、性別を問わず、防災に対する知識を有する人材育成に努め、体制強化を図る。
取り組み実績	各校区の自主防災組織が集まるネットワーク会議で、各校区が避難所運営において女性参加の体制を確立しているか確認し、授乳室の必要性や、女性用トイレの防犯上の工夫など、避難所運営には女性に対する気配りの視点が必要であるとの意見交換が行なわれた。また、ある校区では環境班や衛生班などは女性に多く参加してもらい、女性の目線での意見を言ってもらえるよう取り組んでいるとの事例紹介があった。 ※男女別推進員数(平成 29(2017)年度末現在)…男性 602 人、女性 85 人

番号	132
所管課	市民活動課
取り組み名	地域活動への男女双方の参画の促進
アクションプログラムの取り組み内容	多様な視点を取り入れて地域力を強化するため、地域のボランティアやNPOなどによる地域活動においては、男女双方の参画の必要性を踏まえ、その啓発に取り組む。
取り組み実績	市制施行 70 周年記念事業「ひらかた防災デー」において、市内中学生が地域の防災について考える「防災ディスカッション」を実施した。男女双方の特性を踏まえた意見交換会ができるよう、男女の割合を考慮してディスカッションのグループを編成した。

基本目標 5 男女共同参画を推進する体制の整備

基本方向（１）政策及び方針決定過程における男女共同参画の推進

取り組み概要

- ・ 市の審議会等の委員に占める女性委員数の比率については、全体比率ではなく、審議会ごとに目標を 35.0%以上とし、すべての審議会等で、どちらかの性に偏ることのない構成を達成できるように取り組みます。
- ・ 市職員の採用については、これまでと同様、性別によることなく能力実証に基づき行うとともに、男女別構成のバランスを図るため、さらなる職域の拡大、研修などの必要な支援を行うことにより、能力開発に積極的に取り組みます。
- ・ 市や教育機関等の管理職における女性割合の上昇のため、登用拡大に積極的に取り組みます。

取り組みのまとめ
女性委員比率が 35%以上の審議会の割合は、51.7%と昨年度より 0.9 ポイント増加した。管理職の女性比率は昨年度とほぼ横ばいであった。委員の選定時の配慮や、能力開発に向けた研修の実施等にさらに努め、男女共同参画を促進する。

番号	133				
所管課	全課				
取り組み名	審議会の女性委員数比率の向上				
アクションプログラムの取り組み内容	すべての審議会等の女性委員比率が 35.0%以上となるように取り組み、どちらかの性に偏ることのない構成の達成を目指す。				
取り組み実績	法令等により設置された審議会を所管する課において、引き続き目標達成に努めた。各団体等に委員推薦を依頼する際に男女共同参画の観点から、推薦基準に女性委員の構成割合について配慮することを明記するなどの取り組みを行った。				
女性比率 35%達成率(全体の女性委員比率)※年度末現在	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
	50.8%	51.7%			

番号	134				
所管課	人事課				
取り組み名	職員の能力開発				
アクションプログラムの取り組み内容	市職員の男女構成のバランスを図るため、職域の拡大、能力開発に取り組む。				
取り組み実績	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画において、女性採用試験申込者の割合を平成 30(2018)年度に 40%(事務職)、20%(技術職)を目標と設定し、採用セミナーや HP において、本市が女性にとってやりがいを持って働くことのできる「魅力ある職場」であることを PR した。 平成 29(2017)年度職員採用試験女性申込者の割合:40.0%(事務職)、9.8%(技術職)				

番号	135				
所管課	人事課				
取り組み名	管理職に占める女性職員数の比率の向上				
アクションプログラムの取り組み内容	多様な視点を施策構築等に活かすため、市政の方針の決定に重要な役割を担う管理職への女性職員の登用をさらに推進し、市民サービスの維持、向上を図る。				
取り組み実績	平成 32(2020)年度までに少なくとも 30%程度という目標の達成に向けて、「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」に基づき、研修の実施やロールモデルの提示等を行い、女性職員の登用拡大に努めた。				
管理職の女性比率 (4 月 1 日現在)	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
	21.6%	23.0%			

番号	136				
所管課	教職員課				
取り組み名	学校における方針決定の場への女性参画の促進 [再掲 19]				
アクションプログラムの取り組み内容	学校運営において、女性管理職の割合の増加及び首席、主任への積極的な活用など、学校における方針決定の場への女性の参画を促進する。				
取り組み実績	平成 29(2017)年度教職員の人事異動において、女性管理職としては小学校の校長に 2 人、中学校の校長に 1 人、教頭に 1 人が新たに任用された。その結果小中学校における女性管理職は以下のとおりとなる。 小学校 45 校中、校長 10 人・教頭 12 人 中学校 19 校中、校長 3 人・教頭 1 人 今後も方針決定の場への女性参画を促進するよう、校長会や教頭会での説明、指導主事による各学校へのヒアリングなどを通じて働きかけをおこなっていく。				
管理職の女性比率 (4 月 1 日現在)	H28(2016)年度	H29(2017)年度			
	22.6%	24.7%			

基本方向（２）男女共同参画の視点に立った施策展開

取り組み概要

- ・ 枚方市男女共同参画計画の具体的な取り組みを定めた、枚方市男女共同参画計画アクションプログラムを策定し、計画の適切な進行管理を行うとともに、進捗状況を公表し、男女共同参画の視点に立った施策を着実に推進します。
- ・ 施策の策定にあたって、男女共同参画の視点から点検します。
- ・ 施策の実施にあたって、男女共同参画の視点に立った企画、運用を行います。

取り組みのまとめ
男女共同参画の推進および浸透を図るために、各課の男女共同参画担当者への研修を行った。また、男女共同参画計画アクションプログラムを通して、各課の事務事業を男女共同参画の視点から点検を行った。

番号	137				
所管課	人権政策室				
取り組み名	枚方市男女共同参画計画アクションプログラムの策定と進行管理				
アクションプログラムの取り組み内容	枚方市男女共同参画計画アクションプログラムを策定し、枚方市男女共同参画計画に基づく施策を推進する。毎年度、進捗状況を公表する。				
取り組み実績	第 3 次枚方市男女共同計画参画計画の前期アクションプログラム進捗状況の確認を全課に依頼して各施策への男女共同参画の視点の反映について確認し、ホームページにて公表した。				

番号	138
所管課	人権政策室
取り組み名	男女共同参画推進本部幹事及び推進担当者研修
アクションプログラムの取り組み内容	職場における男女共同参画への理解を促進し、男女共同参画の視点に立った施策を着実に推進するため、男女共同参画推進本部幹事（各部総務担当課長）及び全課に配置している男女共同参画推進担当者への研修を行う。
取り組み実績	人事課と共催し、男女共同参画推進担当幹事および担当者への研修を実施した。テーマ：「LGBT など性的少数者に対する行政の取り組み」（90 人）

番号	139
所管課	全課
取り組み名	男女共同参画の視点に立った施策の点検と実施
アクションプログラムの取り組み内容	施策の実施にあたって、性別にかかわらず利用しやすいものであるか、その効果が性別によって偏らないかを検討する。性別によって違いのある施策については、違いが適正であるかの確認を行う。
取り組み実績	各課において、施策の策定や実施に際し、課内の担当ごとに男性・女性職員が共に携わることができるよう、男女共同参画の視点に立ったチーム編成を行うなど、性別にかかわらず利用しやすいものであるよう配慮し、その効果が性別によって偏らないかを常に検討した。性別により違いがあるものについては、男女共同参画の視点から適正であるか、性別に関わらず誰もが参加しやすいプログラムや施策になっているかの確認を行った。

番号	140
所管課	全課
取り組み名	性別記入欄の必要性の確認
アクションプログラムの取り組み内容	市の申請書や証明書などの性別記入欄について、法的な根拠や行政手続き上の支障がない場合は、不必要な性別欄を設けることがないよう確認する。
取り組み実績	各種申請書や証明書等の様式を作成する際や、現在使用している様式について、行政手続き上支障をきたすことがない範囲で性別欄の必要性について検討したり、性別欄があっても記入を強要せずに運用するなど、継続的な確認、点検を行った。また新たに書式を作成する際には不必要な性別欄を設けないよう配慮した。

基本方向（３）関係機関や市民団体等との連携強化

取り組み概要

- ・ 男女共同参画を推進するための施策を効果的に展開するため、関係機関等との連携を図りながら取り組みを進めます。

取り組みのまとめ
近隣自治体や大阪府の担当部署、市民団体等と連絡会などを通して連携を図り、各施策のより効果的な推進に努めた。

番号	141
所管課	人権政策室
取り組み名	市民参画型啓発事業 [再掲3]
アクションプログラムの取り組み内容	市民、市民団体等の視点やアイデアを取り入れた事業を通して、幅広い市民の男女共同参画意識の醸成を図る。
取り組み実績	市と市民の実行委員会により企画・運営を行うウィル・フェスタにおいて、男女共同参画に関するトークショー・映画会のほか市民団体・個人による展示や講座を行い、市民が男女共同参画について主体的に考える場とした。 ウィルdeインストラクター(市民の活動発表・講座)参加団体 3 組 ウィル de オーナー(市民による展示)参加団体 8 組

番号	142
所管課	人権政策室
取り組み名	関係機関等との連携
アクションプログラムの取り組み内容	国、大阪府、その他の関係機関との情報交換及び連携を強化する。
取り組み実績	枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議実務者会議(1 回、研修 1 回)、同代表者会議(1 回)、中北河内ブロック男女共同参画施策担当者連絡協議会(加盟 10 市・1 回)、京阪奈 DV 被害者支援連絡会(加盟 6 市・1 回)、大阪府内女性施設連絡会(加盟 15 市・1 回)を開催、参加し、施策ごとに近隣市の関係機関や部署との連携を図った。

基本方向（４）意見等の申出及び人権侵害相談体制の充実

取り組み概要

- ・ 安心して申出や相談ができる環境の整備に向けて、制度の周知を図るとともに、相談体制の充実に取り組みます。

取り組みのまとめ	
男女共同参画に関する意見・相談等の申出制度において、男女共同参画推進施策などについての意見・苦情等と、性別を理由とする人権侵害などの相談体制を整備し、ホームページで周知を図った。	

番号	143
所管課	人権政策室
取り組み名	男女共同参画に関する意見等の申出制度
アクションプログラムの取り組み内容	市の男女共同参画推進施策などに関する意見及び性別を理由とする人権侵害などの相談についての申出制度について、相談窓口の整備及び周知を図る。
取り組み実績	男女共同参画に関する意見・相談等の申し出制度において、男女共同参画推進施策などについての意見・苦情等と、性別を理由とする人権侵害などの相談体制を整備し、ホームページに掲載した。また、メセナひらかた会館からサンプラザ 3 号館へのウィルの移転に伴って枚方市男女共同参画推進条例が一部改正されたことから、パンフレット「枚方市男女共同参画推進条例のあらまし」を作成し、その中でこの申出制度について記載して周知を図った。申出件数 0 件。

枚方市男女共同参画推進審議会の意見

枚方市男女共同参画推進審議会の意見

平成 29（2017）年度第 3 次枚方市男女共同参画計画アクションプログラムの進捗状況について、枚方市男女共同参画推進審議会の意見を取りまとめたものです。

基本目標 1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

基本方向（１） 男女共同参画への理解の促進

基本方向（２） 子どもの頃からの男女共同参画の推進

基本方向（３） 男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの向上

審議会の意見

基本方向（１）

・性の多様性に関する理解の促進について、枚方市の取り組みが急速に進んでいることを評価する。市町村の規模からも、啓発だけでなく、パートナーシップ制度の導入は必要であるため、精査した上実施してもらいたい。

基本方向（２）

・学校における性の多様性の理解促進に関する学習については、学習指導要領には入っていないと思われるが、現場の先生が児童・生徒に教えることができるよう対応してもらいたい。

・誰もが無意識に人権を思いやった言動ができるよう、地道な啓発活動と教育現場での取り組みが必要。

基本目標 2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶

基本方向（１） 男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくり

基本方向（２） 暴力の予防に向けた子どもの頃からの啓発の推進

基本方向（３） 被害者支援体制の充実

審議会の意見

基本方向（１）

・身体的な暴力ではないため、経済的DV（お金を自由に使わせない）や社会的DV（行動を制限する）などもDVであるという認識がまだまだされていない。被害者本人が気づき、支援を求められるよう、具体的なケースを示すような啓発を行ってもらいたい。

基本方向（３）

・性暴力やセクシュアルハラスメントの被害に遭った者は、年数が経って忘れたかに見えても心の傷は一生消えない。被害に遭ったことをなかなか伝えられない被害者も多いため、

相談体制の充実を引き続き図ってほしい。

基本目標 3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり

基本方向（１） 子育てと介護への支援

基本方向（２） 就業、起業、再就業への支援

基本方向（３） 雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保

基本方向（４） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への理解の促進

審議会の意見

基本方向（１）

・留守家庭児童会室が５年生まで受け入れを開始したことは評価するが、指導員の負担も増えるのではないかと。ＮＰＯや市民活動団体に委託するなど、民間を活用しながら子どもたちの居場所作りを進めて欲しい。

基本目標 4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

基本方向（１） 生涯を通じた男女の健康保持と増進への支援

基本方向（２） ひとり親家庭等への支援

基本方向（３） 高齢者、障害者、外国人住民等への支援

基本方向（４） 男女共同参画の視点に立った防災など地域活動の推進

審議会の意見

基本方向（２）

・婚姻歴のないひとり親に対し、寡婦（夫）控除のみなし適用は実施されているが、そもそもひとり親となった理由（死別・離婚・非婚など）により差があってはいけない。根本的な見直しが必要ではないか。

基本目標 5 男女共同参画の仕組みづくりを推進する

基本方向（１） 政策及び方針決定過程における男女共同参画の推進

基本方向（２） 男女共同参画の視点に立った施策展開

基本方向（３） 関係機関や市民団体等との連携強化

基本方向（４） 意見等の申出及び人権侵害相談体制の充実

審議会の意見

基本方向（１）

・学校での校長・教頭職、行政での管理職は女性だけでなく、男性も希望が少ないと聞く。管理職の時間外労働を必然としていることが問題である。働き方改革関連法の施行により、時間外労働に対する規制が加わることで管理職を希望する人が増えることに期待する。

平成 29（2017）年度
第 3 次枚方市男女共同参画計画アクションプログラム進捗状況

発行 平成 30（2018）年 11 月
事務局 枚方市市長公室人権政策室男女共同参画担当
住所：〒573-0032 枚方市岡東町 12 番 3 号
電話：050-7102-3239／ファクス：072-843-5637